

第二次大戦時の強制労働に対する米国における 対日企業訴訟について

山手治之

目次

- 一 はじめに
- 二 背景・経緯
 - (1) カリフォルニア州戦時強制労働補償請求時効延長法（ヘイデン法）
 - (2) 相次ぐ訴訟
 - (3) 連邦地裁へ移管の動き
 - (4) 日米両国政府の見解
 - (5) 米国議会の動き
 - (6) ウォールストリート・ジャーナルの論説
 - (7) ウォーカー判事の二〇〇〇年二月二三日の命令
- 三 二〇〇〇年九月二二日の連邦地裁の命令
- 四 若干の考察——わが国の判例と比較して——
 - (1) ウォーカー判決とわが国の判例との基本的な違い
 - (2) 条約局長の国会答弁の波紋
 - (3) 個人の請求権
 - (4) 外交保護権のみの放棄か
- 五 おわりに

一 はじめに

サン・フランシスコの米連邦地裁（正確にはカリフォルニア北部地区米連邦地裁）は二〇〇〇年九月二二日、第二次世界大戦中に強制労働を課せられた米国など連合国の元捕虜が日本企業に謝罪と損害賠償を求めて起こした一連の訴訟を、サン・フランシスコ平和条約（日本国との平和条約、一九五一年九月八日サン・フランシスコにおいて署名、一九五二年四月二八日発効）によって請求権は放棄されて最終的に決着しており、追加的補償を求めることは同条約によって阻まれているとして、却下する判決（正確には Order 「命令」）を下した。却下されたのは、元米軍人を原告とする一一件と英国、オランダなど元連合国軍人を原告とする二件の合計一三件で、大半が集団訴訟。一方、中国や韓国やフィリピンなどの市民が起こした他の一四件については、「元連合国捕虜の訴訟で提示されていない多くの争点が含まれている」として審理の継続が決定された。今回の審理は二〇〇〇年一二月一三日に指定された。

これらの訴訟は、第二次大戦中にナチ・ドイツとその同盟国の企業によって強制労働させられた人々が損害賠償を請求できる期限を二〇一〇年末まで延長するカリフォルニア州法（一九九九年七月成立）に基づいて、三井物産、三菱商事、新日鉄などを相手取って同州各地の州地裁（上位裁判所）に提訴されたものである（計三一一件が係争中）。

しかし、訴えの内容が対日平和条約に密接に関係することから裁判管轄権が問題となり、計二七件についてはサン・フランシスコ連邦地方裁判所のボーン・R・ウォーカー判事（Judge Vaughn R Walker）が一括して審理することになった。

ウォーカー判事はまず、「米国の連邦法や条約にかかわる訴訟は、元米連邦裁判所が管轄権を有する」とした上で、連合国軍人が原告となっている一三件について、「原告の主張から、訴訟が連合国およびその国民の日本国およびそ

の国民に対する請求権の放棄を規定した平和条約第一四条にかかわることは明白」と述べた。

また、平和条約第二六条の「日本がこの条約で定めるよりも大きな利益を与える協定を他の国と結んだときは、同一の利益をこの条約の当事国にも与えなければならない」という規定を根拠に、原告側が「日本はその後、他の六カ国と結んだ協定で賠償請求権を認める好条件を与えたから、連合国国民も請求できる」と主張する論点については、「第二六条の適用請求を決定するのは条約の当事者である米政府であって、原告個人ではない」と指摘した。

ウォーカー判事は、最後に「平和条約は、今回の訴訟の原告たちが主張したような将来の請求を封じたことで、原告たちの完全な補償を将来の平和と交換した。歴史はこの取引の賢明さを立証した。そして、原告たちの苦難に対する完全な補償は純粹に経済的な意味では否定されたけれども、これらの戦争捕虜およびその他の無数の生存者たちは、彼等およびその子孫が自由な社会とより平和な世界に生きることができると計り知れない贈り物によって償いを享けている」と述べて、決定文を結んだ。

一方、継続審理が決まった中国、韓国、フィリピン（中国と韓国は平和条約の締約国でなく、フィリピンは締約国であるが請求権を放棄しなかった）などの原告による訴訟では、今後日中共同声明、日韓請求権協定、日比賠償協定などの解釈が争点となると思われる。⁽¹⁾

註

(1) 以上について、読売新聞、朝日新聞の各九月二二日夕刊、産経新聞九月二二夕刊、二三日朝刊、CNN.com, AP, Reuters, September 21, 2000 参照。なお、命令の原文は <http://www.cand.uscourts.gov/>、Recent Orders→Walker→World War II Era Japanese Forced Labor Litigation を選んで見ることができぬ。

このウォーカー連邦地裁判事の判決（命令）は、わが国の裁判所の戦後補償裁判の判例と比較して際立った特徴を

もっており、同命令の全文を翻訳紹介するのが本稿の主たる目的であるが、あわせてその背景・経緯についても内外の新聞やWEBでわかる限りで紹介を試みる。そして、最後に、わが国の判例と比較して若干の考察を加える。ここではむしろ、ウォーカー判決に照らして、わが国の判決の問題点を指摘しておきたい。

二 背景・経緯

(1) カリフォルニア州戦時強制労働補償請求時効延長法（ヘイデン法）

一九九九年七月米国カリフォルニア州において、第二次大戦中ナチス・ドイツ、日本、イタリアなどの企業で奴隷労働・強制労働に従事させられた民間人・捕虜およびその相続人が州上位裁判所に補償請求訴訟を提起できること、その補償請求訴訟には二〇一〇年一月三十一日までは消滅時効の規定を適用しないことなどを定めた州法が制定された。

この法律（法案番号SB一二四五「補償―第二次世界大戦奴隷・強制労働」、法律第二一六号「補償に関して民事訴訟法に第三五四条第六項を追加し、即時に発効さすべき緊急性を宣言する法律」）は、九九年二月二六日にトム・ヘイデン州上院議員（二人の上院議員の共同提案者あり）とロッド・パチエコ州下院議員（八人の下院議員の共同提案者あり）によって提案され、七月一五日に両院でそれぞれ全会一致で可決された。そして同月二七日州知事承認、二八日州務長官登録。

民事訴訟法に加えられる第三五四条第六項の要点は、次のとおりである。

①本法の対象になるのは、「第二次世界大戦奴隷労働被害者」(Second World War slave labor victim)と「第二次世界大戦強制労働被害者」(Second World War forced labor victim)である。

「第二次世界大戦奴隷労働被害者は、ナチス政権、その同盟国および同調国によって、またはナチス政権もしくはその同盟国および同調国の占領もしくは支配下にあつた地域で事業を行つていた企業によって、一九二九年から一九四五年の期間の間に、賃金の支払いなしに労働するために、強制収容所もしくはゲットーから連行されたか、または強制収容所への輸送の途中からもしくはゲットーから移送された者を意味する。」

「第二次世界大戦強制労働被害者は、ナチス政権、その同盟国もしくは同調国に征服された一般住民の一人であつて、またはナチス政権、その同盟国もしくは同調国による戦争捕虜であつて、ナチス政権、その同盟国および同調国によつて、またはナチス政権もしくはその同盟国および同調国の占領もしくは支配下にあつた地域で事業を行つていた企業によつて、一九二九年から一九四五年の期間の間に、賃金の支払いなしに労働することを強制された者を意味する。」

前者はホロコースト生き残りのユダヤ人などヨーロッパにおける被害者に限られると思われるが、後者は日本国内または日本軍の占領地域において日本の企業で強制労働に従事させられた民間人および捕虜にも適用されることは明らかである。

②上記の奴隷労働被害者および強制労働被害者並びにそれらの相続人は、当該労働が行われた企業またはその利益承継者から、その労働に対する補償を直接にまたは子会社を通じて求める訴訟を提起することができる。(山手注——被害者およびその相続人について、米国またはカリフォルニア州の市民または住民であることの要件が付されていない点に注意。)

③その訴訟は、本カリフォルニア州の上位裁判所 (superior court) に提起することができる。同裁判所はこの訴訟の終了または解決まで管轄権を有する。(山手注——上位裁判所は第一審の一般的管轄裁判所。地方裁判所に当たる。)

④本項に基づく訴訟は、二〇一〇年十二月三十一までに提起された場合、適用可能な時効規定に触れる理由で却下され

てはならない。

⑤本法は、憲法第IV条の意味において、公の安寧、健康または安全の緊急な保全のために必要な緊急立法であり、直ちに効力を発生する⁽¹⁾。

註

(1) ヘイデン法の解説と邦訳について、戸塚悦郎「戦後補償問題に踏み込む米国—カリフォルニア州で戦時奴隷・強制労働補償請求の民事消滅時効延長立法」(法学セミナー一九九九年一〇月号七三頁)参照。なお、原文は <http://democrats.sen.ca.gov/senator/hayden/> Legislation→SB1245 を選んで見る⁽²⁾が出来る。

なお、カリフォルニア州議会は、ヘイデン法成立の約一ヶ月後、これと別に第二次大戦中に日本軍が行った戦争犯罪について、「日本政府はより明確な謝罪をし、犠牲者に賠償を行うべきである」とする決議を採択した。(以下、産経新聞一九九九年八月二七日朝刊による)

決議は日系三世の州下院議員マイク・ホンダ氏(民主党)(山手注——ヘイデン法の下院の共同提案者の一人のホンダ氏と同一人物と思われる)が提案した。日本の「戦争犯罪」として、強制労働と五万人近くのにぼる捕虜・民間抑留者の死、一九三七年の日本軍による南京侵攻に伴う中国人三〇万人の死、従軍慰安婦の強要などを列挙している。決議は日本政府に「謝罪と賠償」を要求する一方、「米国内の反アジア(反日)感情と人種差別を助長するためにこの決議を利用してはならない」と歯止めをかけている。また、連邦議会とクリントン大統領にも日本側へ働きかけるよう求めている。なお、決議には法的拘束力はない。

決議は二三日、まず下院で採択されたが、激しい議論が展開された。もう一人の日系下院議員で大戦中日系人の強制収容を体験したジョージ・ナカノ氏(民主党)は「今ここで日本に対する古い敵意をおおることは、日系人に対す

る反発を駆り立てることにつながりかねない」と強い懸念を表明し、投票を棄権した。また、緑の党の議員は「米軍の広島、長崎への原爆投下は残虐行為ではないのか」との議論を展開。これに対し、「原爆投下は戦争終結を早め、結果的に多くの生命が救われた」と反論する民主党議員もいたという。

決議は上院では翌二四日、全会一致で採択された。

(2) 相次ぐ訴訟

上述の州法の成立直後から、訴訟ラッシュが起こった。以下、若干の例をあげておく。

①最初の提訴者は、同州在住の元アリゾナ州立大学教授のレスター・テニー氏（七九歳）。氏は一九四二年フィリピン戦線で捕虜になり、「バターン死の行進」で生き残り、九州に移送されて四三年から終戦まで三池炭坑で危険な労働を強いられたという。一九九九年八月一日、三井鉱山、三井物産、米国子会社四社をロサンゼルス郡上位裁判所に提訴。（八月二日朝日新聞ニュース速報）

②九月一日、日本軍の捕虜となった同州在住の元軍人三人（七九、七九、八六歳）が、三菱経営の銅山や精錬所で強制労働させられたとして、同州オレンジ郡上位裁判所に三菱マテリアル、三菱商事、両者の米子会社を提訴した。（産経新聞九月一六日朝刊）

③一〇月八日までに、同州在住の韓国系米国人（七七歳）がロサンゼルス郡上位裁判所に集団訴訟を提起。原告は当時法政大学の学生であったが徴兵を拒否したため朝鮮半島に送られ、一九九四年一月から終戦まで小野田セメント（現太平洋セメント）で強制労働させられたという。（一〇月八日共同通信ニュース速報）

④一〇月二二日、同州在住の韓国人（七九歳）がサン・フランシスコの上位裁判所に集団訴訟を提起。原告は四四年

一〇月日本人の役人に日本で働くよう命令されて来日、旧石川島造船所（現石川島播磨重工業）で働いたが、四五年三月の空襲で負傷した後旧浦賀造船所（現住友重機械工業）で終戦まで強制労働させられたという。訴状は日本が朝鮮半島を統治した時期の強制労働の背景や歴史を詳述。強制労働に従事した韓国・朝鮮人の総数は約六〇〇万人で、うち約一五〇万人が日本に連行されたと述べている。（二〇月三日共同通信ニュース速報）

⑤二〇〇〇年二月二四日、元英国兵捕虜のアーサー・テイザリントン（七八歳）ら三人が、一九四二年から四五年にかけて、日本鉱業が経営していた台湾の鉱山で苛酷な坑内労働を強いられるとともに度重なる暴行を受けたとして、ジャパンエナジー（旧日本鉱業）と在米関係法人をオレンジ郡上位裁判所に提訴。（朝日新聞二月二五夕刊）（山手注―原告の一人のテイザリントンは、イギリス等元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟（東京地裁平一〇・一一・二六判決）の原告テイザリントンと同人と思われる。）

⑥五月一六日、旧日本軍占領下のフィリピンや満州などで苛酷な労働を強いられたとするフィリピン人と韓国人の二つのグループが、集団訴訟をオレンジ郡上位裁判所に提訴。訴訟代理人の弁護士によると、フィリピン人グループの代表原告は二人で、日米開戦時から四五年二月までフィリピンの綿花農場や鉱山などで強制労働させられた者である。被告企業には、一連の戦後補償請求訴訟で見られる三井物産、三菱商事、三菱重工などのほか、住友商事、東洋紡績、太平洋セメントなど現地の事業にかかわったとされる企業計二七社があげられている。韓国人グループの代表原告は三人で、北海道や満州などで働かされたという。遺族らを含めた原告適格者は二件で数十万人にのぼる。（産経新聞五月一七夕刊）

⑦八月二二日、第二次世界大戦中に日本企業に苛酷な強制労働を強いられ、非人間的な扱いをされたとする中国人九人が、三井、三菱グループとその米現地法人など計二〇数社を、ロサンゼルス郡上位裁判所に提訴。「一九二九年

から四五五年の間に、三井、三菱の賃金未払いの労働を強いられたすべての中国人のための集団訴訟」という形をとっており、原告適格者は数万人にのぼるといふ。

代表原告の構成は、カリフォルニア州に在住する中国系米国民四人（朝日新聞による。産経新聞では四年ほど前に渡米したがまだ米国籍を取得していないとして、加州在住中国人と記しているが、後述する(6)のウォールストリート・ジャーナルの論説を紹介した記事では、中国系米国人としている）と、中国に在住する中国人五人（うち一人は遺族）で、五月に中国在住の中国人二人が日本の鉱山に強制連行されたとして提訴したのに続き、中国国民からの訴えが目立ってきた。

朝日の記事によると、原告側の弁護士たちは、ドイツ企業の強制労働を追及する訴訟に携わった経験があり、また今春上海で開かれた旧日本軍による慰安婦問題を話し合う国際学術会議に参加する一方、中国各地で提訴のための調査を進めてきたという。そして、原告側を、米国を拠点に第二次大戦中の戦争犯罪などを追及する国際的なNGOネットワーク「アジアでの第二次世界大戦の歴史を保存するための地球同盟」（本部サン・フランシスコ）が支援している。

このNGOと同一なのか別のNGOのことかはつきりしないが、産経新聞は次ぎのように述べている。今回の訴訟で注目されるのは、サンフランシスコの中国系市民団体「抗日戦争史実維護会」が全面的にバックアップしている点。同団体は、不正確な記述やニセの写真が多数指摘された中国系米国人ジャーナリスト、アイリス・チャン氏の『ザ・レイプ・オブ・ナンキン——第二次大戦の忘れられたホロコースト』を紹介したり、旧日本軍の「戦争犯罪」を告発する日米のシンポジウムに参加するなど、積極的な運動を展開。世界各地に計四一の支部を有し、集団訴訟への参加呼びかけでも影響力を持つとみられる。（朝日新聞、産経新聞八月二三日夕刊）

(米国人や外国人が日本企業に戦後補償を求める訴訟は、米国各地の連邦地裁にも提訴されている。しかし、圧倒的にカリフォルニア州の州地裁に集中しているのは、もちろん一九九九年七月のヘイデン法が二〇一〇年まで時効を延期したからである。なお、産経新聞二〇〇〇年五月一七日朝刊によると、東部のロードアイランド州上院が四月下旬カリフォルニア州と同様の法案を可決、下院が近く採決する見込みという。ネブラスカ、カンザス、ウエストバージニアの三州の議会が同様の法案を審議中であり、またテキサス、フロリダ、ジョージア、ミズリーの四州でも法案提出の動きがあるという。)⁽¹⁾

註

(1) なお、これらの対日企業戦時強制労働賠償請求訴訟の動きについて、徳留絹江「現地報告・追及の刃はどこに向いているのか」(論座二〇〇〇年五月号一三八頁) 参照。

(3) 連邦地裁へ移管の動き

二〇〇〇年九月一二日の産経新聞朝刊は、ロサンゼルス^{II}鳥海美朗発の次ぎのような重要な報道を載せた。

カリフォルニア州法に基づき、第二次大戦中に旧日本軍の捕虜となった米軍など連合軍の元軍人らが強制労働の被害を訴えて起こした三〇件以上の対日本企業・損害賠償請求訴訟の大半が、提訴地の同州各地裁から連邦裁判所に移管・審理される可能性が出てきた。

一連の訴訟で中心的な原告代理人の一人であるデービット・ケーシー弁護士を集計によれば、現在係争中の訴訟は計三一件にのぼる。被告・日本企業側は、これらの訴訟が「連合国とその国民は日本およびその国民がとつた行為に対する賠償請求権を放棄する」としたサン・フランシスコ平和条約に深くかかわるため、裁判管轄権は連邦裁判所に

属すると申し立て、いったんは三一件すべてが連邦地裁に移管された。これに対し、「州法に基づく訴え」を主張する原告側は差戻しを請求。結局四件が元の州地裁に差し戻され、残り二七件は連邦地裁にとどまった。

訴えの趣旨が同じであるため、サン・フランシスコ連邦地裁のポーン・ウォーカー判事が二七件すべてを担当することになり、現在同判事のもとで裁判管轄件について一括審理が行われている。ウォーカー判事の裁断の時期は明らかでないが、次回の法廷は今月二一日の予定である。(山手注——実際二一日に上述のごとく、連邦地裁の管轄権が確定され、さらに平和条約によって請求権が放棄されているとして訴えが却下された。)⁽¹⁾⁽²⁾

対日本企業訴訟について米司法省は今年五月、担当判事に対し「条約の解釈が論点となる訴訟の管轄権は連邦裁判所に属する」との意見書を提出。さらに六月、米上院司法委員会が開いた公聴会で見解を求められた司法・國務両省とも、訴訟は無効との立場を示した。(産経新聞九月二二日朝刊)

註

(1) 以上のいきさつは、後述する判決文を田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会)を参照しながら読むと、米民事訴訟法上の手続きとして次のように説明・整理できると思う。上述「(2)相次ぐ訴訟」でみたようにカリフォルニア州の各郡の州地裁(上位裁判所)に提訴された三〇数件の訴訟が、原告の訴状に照らして米国の対外関係に関する連邦判例法(federal common law)に関連があるため連邦裁判所に裁判権があるとして(原告の訴えはサン・フランシスコ平和条約と関連があるとする被告の答弁書における主張は、アメリカ法上連邦裁判所の裁判権の根拠とならない)、同州の各連邦地裁に移管された(カリフォルニア州は中部地区、東部地区、北部地区、南部地区と四つの裁判区に分かれており、四つの連邦地方裁判所がある)。ところで、米国では連邦の立法によつて、一九六八年に multidistrict litigation (広域係属訴訟、広域統一法廷審理前手続)の制度が設けられている。それは、少なくとも一つの(通例は複雑な)事実問題を共通にする複数の民事訴訟が、いくつかの裁判区(district)にわたつて連邦地方裁判所に係属するときに、それらの訴訟を一つの裁判所に集めて、一人の裁判官の指揮のもとに統一的な pretrial proceeding (正式事実審理前手続)を行うという制度である。航

空機事故、製造物責任、特許権・商標権侵害、独占禁止法・証券取引所法違反など、同一事件からいくつもの民事訴訟が各地で起こされることの多い事件の処理に当たって、discovery（開示手続）の重複により裁判所間で矛盾した決定が生じることを避け、当事者・証人の負担を軽減し、迅速かつ効率的な司法の運営を図ることを目的としたものである。Judicial Panel on Multidistrict Litigation（広域係属訴訟司法委員会）が、自らまたは訴訟当事者の申立てに基づき、統合的手続を要する事件か否かを決定する。pretrial proceedingが終わったら、各訴訟は元の裁判所に戻され、別個独立に法廷審理が行われる。

本件の場合、二〇〇〇年六月五日と六月一五日に広域係属訴訟司法委員会が開かれ、その移送命令によって、二七件（新聞報道による）がカリフォルニア北部地区連邦地裁のポーン・ウォーカー判事のもとで一括正式事実審理前手続（consolidated pretrial proceeding）を受けることになった。

原告側は州裁判所への「差戻しの申立て」を行い、被告側は「訴え却下の申立て」または「訴答に基づく判決の申立て」を行ったので、ウォーカー判事は八月一七日に両者の口頭弁論を聞いた。その上で下されたのが、この判決（正式には命令）である。

そして、第一に、原告側の差戻しを求める申立てを拒否した。「合衆国の憲法、法律または条約のもとで生じる」事件は連邦裁判所に裁判権があり、原告の訴状は合衆国の対外関係に関する連邦判例法（Federal common law）上の実質的争点を提起するから、連邦裁判所の裁判権を回避できないというのがその理由である。

第二に、被告側の訴え却下の申立てまたは訴答に基づく判決の申立ては、事件によって前者または後者が主張されていてまちまちであるが、どちらの決定も「その申立てをする当事者が、解決すべき重要な事実問題は残っておらず、裁判所が法律問題として判断し得ることを、訴答書面上で明確に証明する」場合に行い得るもので両者の違いは重要ではないとした上で、事件を元連合国捕虜の提起した訴訟と、対日平和条約の締約国でない国の一般市民の提起したその他の訴訟とを区別し、今回は前者のみについて論ずるとして、対日平和条約がかかる請求権を放棄していることを理由に、却下の申立ておよび／または（and/or）訴答に基づく判決の申立てを認めた。そして、条約の締約国でない国の一般市民の提起した訴訟はさらに論ずべき問題点があるとして、今後継続審理することとされたのである。

(2) 米国の裁判所に提訴されたすべての対日戦時賠償訴訟の詳細なリストが、Whittier Law School の Michael Bazylar 教授と Daniela Sasa-Kaneko 氏によって作成され (“WWII-ERA LAWSUITS AGAINST THE JAPANESE IN U. S. COURTS”) <http://www.law.whittier.edu/sypo/final/lawsuit.htm> に公開されている。

(4) 日米両国政府の見解

米上院司法委員会は二〇〇〇年六月二十八日、第二次大戦中に日本軍の捕虜となり強制労働させられた米軍兵士が日本企業を相手取って損害賠償を求める訴訟を起こしている問題で公聴会を開き、元捕虜から当時の状況や訴訟について詳しい事情聴取を行った。また、国務・司法両省の担当者から、この問題に対する政府の対応を聞いたが、司法省のオグデン民事局長代理は「サン・フランシスコ平和条約で日本政府・国民に対する米国および米国民の請求権は完全に放棄しており、日本企業への損害賠償請求に適法性はない」と日本政府と同様の米政府見解を確認した。(産経新聞六月二十九日朝刊)

同じく国務省も、「対日賠償請求はサンフランシスコ平和条約で解決済み」との見解を示し、(かつ、この見解を)連邦地裁に提出した。(岩下慶一「戦争の悪夢に悩む日本企業―強制労働の補償を求める人々」AERA二〇〇〇年九月二五日二九頁)

日本政府の意見としては、柳井俊二駐米大使が一九九九年一月九日、「日本国・国民の行為と、連合国・国民の行為にかかる請求権の問題は、サン・フランシスコ平和条約第一四条、一九条で相互に放棄することが明確にされている。これを基に新しい国際関係が築かれたのだから、いまさらそういうことを言われても困る」と米国内の訴訟には法的根拠がないことを強調した。同大使はこうした訴訟について、ナチス・ドイツのユダヤ人に対する戦争犯罪追及の動きが高まっていることへの便乗との見方を示し、「日本人はそのような犯罪に関与していない。杉原千畝氏のよ

うな人もいる。ナチスと一緒にされてはたまらない」と強く反論した。(産経新聞一九九九年一月一日夕刊)

柳井大使は二〇〇〇年六月二七日にも記者会見して、請求権問題はサン・フランシスコ平和条約で決着済みとの政府見解を改めて強調し、「五〇年前の話を蒸し返せば、せっかく発展してきた日米関係に影をさしかねない」と懸念を表明した。その上で、「いろいろな機会にわれわれの考えを説明している」「必要な情報は日本企業に提供する」と、日本企業の法廷闘争を側面から支援する考えを明らかにした。(朝日新聞、産経新聞六月二八日夕刊)

(5) 米国議会の動き

議会は政府と異なった態度をとっている。とくに上述の公聴会を主催したハッチ司法委員長(共和党)は、日本企業の責任の追求に積極的である。

以下、日付を追って議会の動きをまとめておく。

①第二次世界大戦中にドイツやその「同盟国」の占領・支配地域で強制労働や生体実験などの対象となったすべての国籍の人々や遺族が、米国の裁判所で企業などを対象に損害賠償請求訴訟を起こせるという法案が米上院に提出されたことが、九日(一九九九年一月九日)分かった。

提案者はシューマー議員(民主党、ニューヨーク州)らで、ユダヤ人の訴えを支援することを主な目的として今年四月に出された。法案は、カリフォルニア州で今年夏に公布された強制労働の被害者に二〇一〇年までの提訴を認めた州法を下敷きになっている。下院でも同様の法案が近く提出されるという。

法案は「日本」と明記していないが、日本の戦争責任を追及する在米の団体はそろって、「日本企業による強制労働や旧日本軍七三一部隊の人体実験は対象になる」とし、法案成立の場合は全米で賠償請求訴訟を起こすと予告

している。(佐賀新聞一九九九年二月一〇日、「共同」)

②二〇〇〇年六月二八日、上述のごとく上院司法委員会が開いた公聴会で、昨年カリフォルニア州で訴訟を起こしたレスター・テニー元アリゾナ大教授など五人の元捕虜が証言した。(佐賀新聞六月二九日、「共同」)

冒頭、ハッチ委員長は「法的问题にかかわらず、倫理的にはドイツ企業と日本企業の行為は同じである。われわれが何ができるか考えねばならない」と述べて、先に補償することで合意したドイツ企業のケースと同様に日本企業に賠償を求めることは妥当との考えを示した。(産経新聞六月二九日朝刊)

ハッチ委員長は、平和条約二六条が「日本国が条約で定めるところよりも大きな利益を与えるときは、これと同一の利益はこの条約の当事国にも及ぼさなければならぬ」としていることを指摘。「日本はビルマ(ミャンマー)などに賠償を行っており、米国民も(日本企業に)賠償を請求する権利がある」と主張した。

これに対し、国務省のベタウアー法律顧問代理は「二六条はソ連(当時)など共産主義国との講和交渉で、日本に領土問題などで不当な要求を受け入れさせないための措置だった」と述べ、企業に対する民事訴訟は想定していないとの解釈を示したが、ハッチ委員長はこれを不満とし、「条文解釈を再検討すべきだ」と指示した。両省も了承したが、条約解釈を変更することは考えにくい状況だ。

この公聴会に出席した委員は一八人中四人にとどまり、欠席した民主党筆頭委員のレーヒー議員は、「訴えには同情するが、外交的に複雑な問題が絡んでおり、判断を下すのは適切でない」と距離を置く声明を発表するなど、議会が積極的に動くかどうか不透明な部分が残されている。(産経新聞六月二九日夕刊)

③米上院は二〇〇〇年一月三十一日深夜、「正義と公正さのために、米政府は被害を受けた元捕虜と強制労働で利益を得た日本企業との間の問題を解決する話し合いの促進に最善の努力をすべきだ」とする決議案を、全会一致で可

決した。決議は大統領の署名を必要としない拘束力のない形で行われ、下院に送られた。

決議は前文で、「元捕虜たちは米国内の多くの裁判所に日本企業の補償を求める訴訟を起こしているが、政府は今日までこれらのアメリカ人の努力を妨害し、当事者間の討議を促進する何らの努力もしていない。これと反対に、⁽²⁾ 国務省はドイツ企業に対する請求の解決を促進したではないか」と訴えている。(産経新聞一月二日夕刊、AP、November 1, 2000. なお、決議の原文は <http://thomas.loc.gov> の Congressional Record の Most Recent Issue → October 31, Senate → Senate Concurrent Resolution 158 を選んで見ることが出来る。)

註

(1)(2) ここで云われているドイツ企業の問題とは何をいうのか、以下に紹介しておく。

ナチス・ドイツ時代にドイツの企業で強制労働させられた人々に補償するために、ドイツ政府と企業が五〇億マルクづつ計一〇〇億マルク(約五、三〇〇億円) 拠出して、「記憶・責任・未来」財団(基金) を設立する合意に関する共同声明が、二年近い交渉の末、二〇〇〇年七月一七日ベルリンで、ドイツ、米国、ロシア、ポーランド、チェコ、ベラルーシ、ウクライナ、イスラエルの諸政府、ドイツ企業、対独請求ユダヤ人協会の代表および米国人弁護士グループの間で署名された。また同時に、米独両政府の間の協定も締結された。ドイツの関連国内法は、先週すでに成立している。

ナチス・ドイツは、労働者が兵隊に取られた後の不足を埋めるために、占領下の各地(とくにロシアと東欧諸国) から人々を強制的に徴用してドイツの工場で働かせた。その数は八〇〇万人にもほり、当時の工場労働者の約四分の一に当たるといわれている。そのうち生存者は一〇〇万人以上いるが、多くは八〇歳代の高齢者になっている。強制収容所に入れられて「奴隷労働」に従事した者には一人最高一五五、〇〇〇マルク(約八〇万円)、普通の企業での「強制労働」の場合は最高五、〇〇〇マルク(約二七万円) が支払われる。

ドイツの戦後補償は、東西両ドイツに分裂したこともあって、連合国との間に国家間賠償は行われないうで、その代わり連邦補償法(一九五六年) を中心にナチスの犯罪の犠牲者に対して今日までに約一、〇四〇億マルク(現在のレートで約五兆

五、〇〇〇億円以上）が補償されてきているが、強制労働に対する補償は今回が初めてである。それは、経済界は強制労働は政府の政策であり、企業も多くは法律上・事実上当時の企業と異なる企業になっているとして補償を拒否し、政府もコール前首相（一九八二年～一九九八年）が強制労働への補償に公費を支出することを堅く拒否し続けたためである。

転機は二つのことから生じた。一つは、ホロコーストの犠牲になったユダヤ人の預金を隠しているとして、複数のスイス銀行を米国の裁判所に訴えた集団訴訟の成功である。訴訟は判決までいかず、銀行側が一二億五、〇〇〇万ドル支払うことで裁判外で解決した。この事件の成功を見て、米国の弁護士はすぐさま強制労働問題でドイツ企業に標的を定めた。また勝訴まで至ったものは一つもなく、二件は連邦裁判所で却下されているが、裁判の長期化と世論に与える悪影響に対する懸念が、米国で大規模な経済活動をしているダイムラークライスラーやドイツチェ銀行などの大企業を譲歩させた。

第二の転機は、一九九八年におけるシュレーダー内閣の誕生である。彼は、強制労働の被害者に補償するための財団を設置し、それに政府資金を一部拠出する考えを明らかにした。

交渉は一九九九年一月にほとんどまとまったが、企業側が集団訴訟を起こされないことにより強い保証を求めたために調印が延期された。そのために締結された今回の米独両政府間協定も、企業に完全な免責を与えるものではないが、米政府に、すべての集団訴訟を棄却するよう裁判所に促し、財団から救済を求めるよう原告にアドバイスすることを要求している。米国の交渉責任者であったアイゼンスタット米財務長官は、約六〇件の訴訟が米国の裁判所で係争中であり、支払いが始まるまでに棄却されなければならないと述べた。

協定の締結は、財団の資金のうちから幾ら米国の弁護士に支払われるべきかをめぐる争いのためにも遅れた。彼等は集団訴訟でいつも手に入れるような多額の報酬を要求し、できるだけ多くの額が被害者に渡ることを希望するドイツ人を憤慨させた。結局、五、〇〇〇万ドル（約五三億円）に落ち着いたが、アイゼンスタット米財務副長官は、これは財団の全資金のうちようど一パーセントに当たると述べた。

企業が負担する五〇億マルクのうち、現在三二億マルクしか集まっていない。ドイツ商工会議所は強制労働者を使用したか否かにかかわらず、傘下の企業約二〇万社（戦後設立された企業を含む）に拠出を呼びかけているが、これまでに応じた企業は三、一二七社に過ぎない。ドイツ側の交渉責任者であったラムスドルフ元経済相は、企業の対応を批判している。

(朝日新聞、産経新聞二〇〇〇年七月一八日朝刊、NYT Archives, Washington Post Online, July 18, 2000, Cnn.com, July 17, 2000. なお、声明・協定の原文は <http://www.state.gov/www/regions/eur/holocaust/germanfound.html> (見る) とができる。) (また、邦語文献として、矢野久「ドイツ『記憶・責任・未来』基金の歴史的意義」(世界二〇〇〇年十二月号一三九頁)、ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査団『調査報告書』(TOKYO大樹法律事務所)がある)

(6) ウォールストリート・ジャーナルの論説

産経新聞二〇〇〇年八月三十一日の夕刊は、三〇日付の米紙ウォールストリート・ジャーナルが社説で、第二次世界大戦中に強制労働をさせられたとして日本企業に損害賠償を求めている原告側(山手注——というより正確にはアメリカの弁護士)を厳しく批判する論調を展開したといつて簡単に報道したが、さらに翌九月一日の朝刊で同社説の要旨をかなり詳しく紹介した。

「先週、九人の中国人や中国系米国人が、第二次世界大戦中に強制労働させられたとしてカリフォルニア州で三井、三菱グループを相手取って訴訟を起こした。(この提訴を可能にした州の)法律はとうの昔に終わった国家間の敵対感情を蘇らせようとしている。

一九三〇年代、四〇年代の日本による虐殺行為を忘れないことは大切である。しかし、今の日本企業を半世紀以上も前に起こった犯罪行為ゆえに非難することなど軽々しくすべきではない。戦時中、三井と三菱にいた従業員や株主は今ももうわずかだ。日本政府も訴訟のターゲットとして適当ではない。日本は一九五一年のサン・フランシスコ講和条約に基づき在外資産を賠償として連合国側に引き渡しているからだ。

戦後、戦略的重要性をもつようになったアジアの同盟国(日本)と良好な関係を築こうとした米国は対日賠償を放

棄した。米国は『戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた請求権を放棄する』とした講和条約に調印した。日本側の調査によれば、日本政府はこれまでに二七〇億ドルの賠償を支払っている。これに加えて日本は多額の対外経済協力をを行うことで罪をつぐなってきた。それは中国について特にそういえる。

訴訟はアジアで動揺を巻き起こすかもしれない。米国は自分こそ公平で信頼できる法を制定すると世界に向かって説教しがちだが、こうした（金銭目当ての訴訟という）行動は米国の態度が真摯（しんし）かどうかについて疑念を生んでいる。日本が起こしたかつての不正から学ぶことは意味のあることだ。しかしそれを利用して新たな金もうけをするならば（日本の）民族主義者の怒りを買うだけで、その怒りが新たな不正を招くことにもなりかねない。』（産経新聞九月一日朝刊。なお原文は、"JUSTICE AND JAPAN", Wall Street Journal, Column: 1, Page: 26, Section: A, August 30, 2000)

このウォールストリート・ジャーナル紙の論説は、冷静かつ客観的で米国民の間にある一つの良識的立場を代表しているとみられ、九月二一日のカリフォルニア北部地区連邦地裁の判決を支える社会的基盤をなしているともみることができよう。日本に対して好意的でもある。しかし、この論説は基本的には、これらの訴訟が日本の過去を暴き立てることによって日本人の民族感情を傷つけて逆効果を生じさせかねないこと、また日米の外交関係に不必要な摩擦を生じさせる恐れがあることを警戒する、その意味で米国の国益の維持を基本においた立場であることも見逃してはならない。冷戦の進行に伴い米国の同盟国として復興するために、十分な補償を行うことを免除されてきたいわば歴史的なつけが回ってきたのが現状であるとすれば、そのつけをどのように支払うかは日本国民自らが考えなければならぬ問題である。

戦後半世紀以上経た今なぜカリフォルニア州法や議会決議や訴訟が続くのか。米国の識者やジャーナリストには、

九七年に発売され全米に衝撃を巻き起こしたアイリス・チャン氏の『南京虐殺』（『ザ・レイプ・オブ・ナンキン』）の影響を指摘する人が多い。例えば、サンディエゴ州立大学名誉教授（日本史）でサンディエゴ日米センター所長のアルビン・コークス氏とクレアモント・マッケンナ大学のアルフレッド・バリッツァー助教授（国際政治学）もそうである。しかし、二人はその評価については見方が対立する。

同書は史実として確認されていない叙述も多く、米国内の研究者からも批判を浴びたが、コークス名誉教授はチャン氏が使った「南京虐殺Ⅱ第二次大戦の忘れられたホロコースト」との文言が米国社会では強いインパクトをもち、独り歩きを始めたという。氏は「南京事件の犠牲者や捕虜になった人たちには深い同情をおぼえる。しかし、半世紀前の出来事の責任を現在の日本人に問うのは適当ではないし、米国にとって何の利益にもならない。訴訟や決議は、日米関係を損なう。いたずらに古い傷口をこじあけるに過ぎない」という意見である。（産経新聞一九九九年八月二七日）

これに対して、バリッツァー助教授は「日本人が今回の動きをジャパン・バッッシングととらえると、全体の流れを見誤る。草の根運動が時代の流れを背景に、燎原の火のように広がってきたに過ぎない」という。（岩下慶一、AE RA二〇〇〇・九・二五、前掲¹⁾）

註

(1) このような米国における最近の動きを理解する上で、「対談齊藤邦彦（前駐米大使）と石川好（社会基盤研究所会長）…歴史認識から極論を排せ」（論座二〇〇〇年五月号一二六頁）は参考になる。

(7) ウォーカー判事の二〇〇〇年二月二三日の命令

ウォーカー判事は、かねて予告のとおり一月二三日に次の法廷を開いたが、産経新聞はそれを以下のように伝えた。

第二次大戦中に日本軍の捕虜になった人々が強制労働の賠償を日本企業に求めた訴訟について、米サン・フランシスコ連邦地裁のボーン・ウォーカー判事は一月二三日、元連合軍人を原告とする五件を棄却する新たな決定を下した。

同判事は今年九月二一日、サン・フランシスコ平和条約一四條（連合国による対日賠償権の放棄）を論拠として、元連合軍人が訴えた一二件⁽¹⁾を棄却したが、その時点で今回の五件は同判事のもとへの審理移行手続きが完了しておらず、正式決定が持ち越されていた。今回の決定により、サン・フランシスコ平和条約の締約国である連合国の元軍人が訴えた計一七件⁽²⁾はすべて棄却され、戦後補償は同条約で解決済みとしてきた日米両政府の立場を支える司法判断が確認された。新たな棄却決定が下されたのは、元米軍人と家族が原告となった四件と、英国、オランダの元軍人（現在米市民）らが原告の一件で、被告は三井グループや新日鉄、石原産業などである。

なお、一二日の審理では、第二次大戦中に日本の占領下にあったフィリピンや海南島、さらに日本内地の炭鉱や農園などに連行されたフィリピン、中国、韓国の民間人を原告とする一一件について原告・被告双方が口頭弁論を展開した。

被告・日本企業側代理人の一人マーガレット・ファイファー弁護士は、まず「フィリピンはサン・フランシスコ平和条約を批准しており、原告に対日賠償請求権はない」と断じた。同条約の締約国ではない韓国や中国についても、両国がその後日本との間で結んだ二国間条約や協定がサン・フランシスコ条約の枠内にあると指摘。したがって「請求権を放棄したとみなされる」との議論を展開した。

参考人として陳述した米司法省代理人も、訴訟を可能にしたカリフォルニア州法自体が合衆国憲法に反するとし、「米国と日本、および韓国、中国、フィリピンとの関係をも台無しにしてしまう」と警告した。

原告側には「七二年の日中共同声明や七八年の日中平和友好条約、さらに六五年の日韓請求権・経済協力協定のいずれも賠償問題には言及していない」(パトリック・ダニエルズ弁護士)といった反論もあるが、口頭弁論ではむしろ「奴隷労働や虐待に対する損害賠償請求は国際法上も保障されたものだ」(ジョン・ブラーコ弁護士)との議論を強調した。

原告側は、ウォーカー判事が棄却した元連合国軍人の訴訟をすべて控訴する構えだ。

戦時中に鹿島組(現鹿島)の鉦山で強制労働させられた中国人のほう起で多数の死者が出た「花岡事件」をめぐる東京高裁での訴訟が先月二九日、鹿島側が五億円を拠出して基金を設立することで和解が成立したことに⁽³⁾関心を示す原告側弁護士は少なくない。その一人、スコット・ウエルマン弁護士は「日米両政府が任命する特別調停者による和解なら納得できる」と話した。⁽⁴⁾(産経新聞二〇〇〇年二月一四日夕刊、一六日朝刊)

また、読売新聞も、三日遅れて、次のように米政府が意見書を提出したことを報じた。第二次大戦期に強制労働させられた中国人や韓国人が、サン・フランシスコの連邦地裁で日本企業に損害賠償を求めている問題で、米国政府が「こうした国と日本との賠償問題は二国間条約で解決済み」として、原告らの訴えを認めない旨の意見書を同地裁に提出していたことが、一六日明らかになった。

日本企業の強制労働問題で、同地裁は今年九月二一日、やはり米政府が提出した意見書などに沿って、元米兵捕虜ら連合国民の訴えを棄却しており、今回の意見書は、連合国以外の国民が原告となっている訴訟の司法判断にも大きな影響を与えそうだ。

米政府は、中国や韓国の国民が石川島播磨重工業、新日鉄、三井、三菱グループを訴えている六件の訴訟に絡み、今月一三日に意見書を提出。その中で、同大戦期の強制労働について米国の法廷で賠償を求める道を開いたカリフォルニア州の法律（昨年七月制定）を、「外交政策策定に関する連邦政府の権限を侵し、日米関係を混乱させるもの」と断じた。

そのうえで、サン・フランシスコ平和条約に加わっていない中国や韓国の国民の請求について、「サン・フランシスコ平和条約は日本に対し、中国や韓国との賠償をめぐる問題についても各国政府との二国間条約で解決するよう求めており、日本はそれを果たした」とし、「こうした各条約の枠組みが崩れた場合、日本と米国および他国との関係に重大な結果をもたらす」との見解を示した。

米国では来月、政権が交代するが、ジョージ・ブッシュ次期大統領の共和党陣営は「日米関係の重視」を打ち出し、クリントン政権の今回の見解が覆される可能性は低いと見られる。（読売新聞二〇〇〇年二月一七日期刊）

註

(1)(2) 九月二一日の決定の際の報道では二三件とされており（後述のとおり命令の原文でも二三件掲示されている）、今回の五件と合わせて計一八件になるはずであるが、この食い違いの理由は分からない。（山手）

(3) 「花岡事件」の東京高裁での和解成立について、新聞報道によって以下にまとめておく。

一九四四年から四五年にかけて秋田県大館市の花岡鉦山に強制連行された中国人労働者がはう起して多数の死亡者が出た「花岡事件」で、二〇〇〇年一月二九日、生存者や遺族ら一人が当時の使用者企業鹿島（旧鹿島組）を相手に一人あたり五五〇万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審の和解が東京高裁（新村正人裁判長）で成立した。日中間の戦後補償裁判で和解が成立するのは初めて。強制連行された九八六人とその遺族の全体解決を図った和解は、日中両国の友好関係や同種の戦後補償裁判にとって大きな一歩となる一方、強制連行を政策として進めた国の責任を改めて問うものとなる。（朝日新

聞二〇〇〇年十一月三〇日朝刊)

【花岡事件】

太平洋戦争中の一九四四年八月から四五年六月までに、九八六人の中国人が強制連行されて秋田県大館市の花岡鉱山にあった鹿島組(現・鹿島)花岡出張所の中山寮(ちゅうざんりょう)に収容、花岡鉱山の七ツ館鉱床の上を流れる花岡川の水路変更工事に当たった。長時間の重労働や鹿島組の補導員らによる暴行、虐待などで死者が相次ぎ、耐えかねた中国人労働者が耿諄さんを大隊長にして四五年六月三〇日にほう起。日本人補導員四人、中国人一人を殺害したが、憲兵隊らによって鎮圧された。この事件後の拷問による死者を含め、四四年八月から四五年一月までの中国人死者は四一八人に上った。戦後の横浜のBC級戦犯裁判で当時の花岡出張所長ら六人に対して絞首刑を含む判決が下されたが、その後絞首刑は無期に減刑され、全員が釈放された。(朝日新聞二月一九日朝刊、同一九九〇年七月六日朝刊により補正)

【裁判の経緯】

昨年九月、東京高裁が日中間の戦後補償裁判では初めて職権で和解を勧告してから和解協議は二〇回を数えた。支払い額などをめぐって双方の隔たりは大きく、暗礁に乗り上げた時期もあったが、同高裁が「二〇世紀中の解決」を目指して説得を続けた結果、合意に至ったという。

耿さんらは一九八九年、鹿島側に対して謝罪を求めた。その後、九〇年に鹿島が事件の責任を認める共同声明を出したが、補償についての話し合いが難航したため、耿さんらが九五年六月に提訴した。中国人が日本企業を訴えた初の戦後補償裁判となったが、一審・東京地裁は九七年一二月、「強制連行から提訴まで五〇年近くが経過し、損害賠償請求権は消滅した」として請求を退けたため、耿さんらが控訴していた。(朝日新聞二月二九日朝刊)

【和解条項の要旨】

- 一、当事者双方は、一九九〇年七月五日の「共同発表」(鹿島が強制連行の事実と企業責任を認めて謝罪した内容)を再確認する。鹿島は「共同発表」が同社の法的責任を認める趣旨のものでないと主張し、原告らは了解した。
- 二、鹿島は花岡出張所での受難者に対する慰霊の念の表明として、中国紅十字会に五億円を信託する。
- 三、鹿島は信託金全額を二月一日までに指定した預金口座に支払う。

四、中国紅十字会は信託金を「花岡平和友好基金」として管理する。日中友好の観点に立ち、受難者への慰霊や追悼、受難者と遺族の自立、介護、子弟の育英などの資金に充てる。

五、和解は花岡事件についてすべての懸案の解決を図るもので、受難者や遺族が今後国内外で一切の請求権を放棄することを含む。原告ら以外の者から鹿島への補償などの請求があった場合、中国紅十字会や原告らは責任をもって解決し、鹿島に何らの負担をさせないことを約束する。(毎日新聞二月三〇日朝刊)

(なお、戸塚悦郎「花岡事件、裁判上の和解成立——日本の司法は信頼を回復し、戦争責任問題を全面解決に導くことができるか」(法学セミナー二〇〇一年二月号七五頁) 参照。)

(4) 実は、これらの訴訟を進めているアメリカの弁護士も多く(あるいは全部かもしれない)は、最初から和解を狙っている節がある。例えば、二〇〇〇年五月の段階で産経新聞記者が中心的弁護士の一人スコット・ウェルマン氏にインタビューした記事(産経新聞二〇〇〇年五月一八日朝刊)があるが、そこで同弁護士はドイツ企業と同じ方式の解決を目指して話し合いを始めるべきだと強く主張している。

三 二〇〇〇年九月二一日の連邦地裁の命令

二〇〇〇年九月二一日のウォーカー連邦地裁判事の判決(命令)は、非常に簡潔かつ明快な内容なので、引用するにはいささか長すぎはするけれども、以下全文を訳出する。

「第二次大戦時の日本の強制労働に間する訴訟」

訴訟番号：MDL-1347

カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所

二〇〇〇年九月二一日

この文書は、以下の事件に関するものである。

- Alfano v Mitsubishi Corp. (三菱商事), CD Cal No 00-3174
- Corre v Mitsui & Co. (三井物産), CD Cal No 00-999
- Eneriz v Mitsui & Co. (三井物産), CD Cal No 00-1455
- Heimbuch, et al. v Ishihara Sangyo Kaisha, Ltd. (石原産業), ND Cal No 00-0064
- Hutchison v Mitsubishi Materials Corp. (三菱マテリアル), CD Cal No 00-2796
- King v Nippon Steel Corp. (新日鉄), ND Cal No 99-5042
- Levenberg v Nippon Sharyo, Ltd. (日本車輛製造), ND Cal No 99-1554
- Levenberg v Nippon Sharyo, Ltd. (日本車輛製造), ND Cal No 99-4737
- Poole v Nippon Steel Corp. (新日鉄), CD Cal No 00-0189
- Price v Mitsubishi Corp. (三菱商事), CD Cal No 00-5484
- Solis v Nippon Steel Corp. (新日鉄), CD Cal No 00-0188
- Titherington v Japan Energy Corp. (ジャパンエナジー), CD Cal No 00-4383
- Wheeler v Mitsui & Co. (三井物産), CD Cal No 00-2057

命令 第四号

一九四一年二月三日、圧倒的な敵に対して勇敢な抵抗を試みた後、南太平洋ウエーク島の米小守備隊は日本帝国の軍隊に降伏した。元米海兵隊員 James King は、侵略者の捕虜となった部隊と民間人の一員であった。彼は結局

日本の九州に移送され、そこで昼間は製鉄所で奴隷労働者として働き、夜は捕虜収容所で虐待に耐えて、戦争の残りの期間を過ごした。捕虜となったとき、彼は二〇歳で、身長五フィート一一インチ、体重一六七ポンドであった。戦争が終わったとき、彼の体重は九八ポンドしかなかった。

James King は、第一次世界大戦時における強制労働に対して日本企業を訴えたこれらの訴訟の原告の一人である。彼の経験、そして彼が受けた異論の余地なき不正は典型的なものである。King および他の原告は、この不正に対する司法的救済を求めている。

I

これらの訴訟は、二〇〇〇年六月五日および同六月一五日の広域係属訴訟司法委員会 (Judicial Panel on Multidistrict Litigation) の移送命令によって、一括正式事実審理前手続 (consolidated pretrial proceedings) のために当裁判所の前にある。二〇〇〇年八月一七日、当裁判所は、州裁判所への差戻しを求める原告の申立てと、訴えの却下または訴答に基づく判決 (山手注——訴答のみから真の争点が存在しないことが明らかとなった場合にFinal「正式事実審理」を経ずになされる判決) を求める被告の申立てに関する口頭弁論を聴取した。

この命令は、第一に、差戻しを求めるすべての係争中の申立てに向けられる。以下に述べる理由により、裁判所は、州法上の請求のみを論じようとする原告の意図にもかかわらず、これらの訴訟は対外関係に関する連邦判例法 (federal common law) と関係があるため実質的な連邦法上の問題をひき起こすから、移送管轄権が存在すると結論する。

第二に、裁判所は、当裁判所の前にある訴訟の中の一グループ、すなわち日本軍に捕えられて捕虜となった第二次

世界大戦時の米国または連合軍人であった原告の提起した訴訟に対する、一九五一年の日本国との平和条約の阻止的効果の問題を扱う。裁判所は、一九五一年の条約はかかる請求権の放棄を構成する、と結論する。

この命令は、米国またはその同盟国の軍隊の構成員でなかった原告の提起した事件における係争中の訴え却下の申立てには触れない。これらの原告は一九五一年条約の署名国である国の国民ではないから、彼等の請求権は連合軍捕虜の事件によって提起されない多くの争点をひき起す。したがって、それは今後の手続きにおいてさらに考察を加える必要がある。

II

被告は「州裁判所に提起された民事訴訟で、合衆国連邦地方裁判所が第一審管轄権を有するもの」を、連邦裁判所へ移送させることができる。28 USC § 1441 (a).「したがって、移送の適否は、当該事件がもともと連邦裁判所に提起されることができたか否かにかかると。」Chicago v International College of Surgeons, 522 US 156, 163 (1997).

連邦裁判所は、「合衆国の憲法、法律または条約のもとで生じる」事件に対して第一審管轄権を有する。28 USC § 1331. 移送の目的上、連邦問題裁判権 (federal question jurisdiction) は「連邦問題が原告の適正に訴答された訴状の文面上に現れている場合にのみ」存在する。Caterpillar Inc v Williams, 482 US 386, 392 (1987). 答弁は正当に訴答された原告の請求原因の陳述の一部ではないから、訴訟は連邦的答弁を基礎に連邦裁判所に移送することはできない。Rivet v Regions Bank of LA, 522 US 470, 475 (1998).

したがって、原告の州法上の訴訟原因に対する答弁として被告が日本国との平和条約を主張していることは、連邦裁判所の裁判権を与えない。この点を理解して、被告は、合衆国の対外関係に関連する連邦判例法の問題を扱った一

連の事件に依拠している。

連邦裁判所の裁判権が訴訟当事者の州籍の相違に基づく事件である *Banco Nacional de Cuba v Sabatino*, 376 US 398, 425 (1964) において、連邦裁判所は州籍の相違に基づく事件において州の実体法を適用するという *Erie R Co v Thompkins*, 304 US 64, 78 (1938) の一般原則にもかかわらず、連邦最高裁判所は国家行為理論 (act of state doctrine) の発展と適用は連邦判例法の問題であると判示した。最高裁判所は、この理論は国際礼讓の問題に關係するから、「含まれている問題はすぐれて連邦的である」と推論した。Id at 424. 適用可能な州法は連邦の諸決定を反映するものであったけれども、最高裁判所は「国際社会の他の構成国とわが国との關係（に關連する）争点は、排他的に連邦法の問題として取り扱われなければならないことを、あえて明確にした。」Id at 425.

Banco Nacional 事件で、合州国の対外關係に關する問題は連邦判例法が規律した。 *Texas Indus, Inc v Radcliffe Materials, Inc*, 451 US 630, 641, (1981). 参照。「これらの場合、主権者としての合衆国の權威と義務が密接に關係しているか、または紛争の……国際的性格が州法が規律することを不適當とするかのいずれかのために、わが連邦制度は紛争を州法に基づいて解決することを許さない。」Id.

もし訴状を調べて、原告の請求が直接かつ著しく合衆国の対外關係に影響を与えるという決定を下さざるを得ないことが分れば、原告の州法上の請求は移送されなければならない。 *Republic of Philippines v Marcos*, 806 F2d 344, 352 (2d Cir 1986). この原則は、当事者の紛争が発生した国の「重大な経済的および主権的利益」に影響を与える私的当事者間の紛争に拡大された。 *Torres v Southern Peru Copper Corp*, 113 F3d 540, 543 n8 (5th Cir 1997).

当裁判所は、現在の各事件の訴状はその文面からして対外關係についての連邦判例法に關連し、それ故連邦裁判所の裁判権を生じさせる、と結論する。原告の請求権は世界大戦から発生し、大戦の直後に生じた重要な政策の選択と

絡まっている。各訴訟は、諸外国と講和をし条約を締結する合衆国のすぐれて連邦的な利益と関係がある。合衆国が法廷助言者 (amicus curiae) として主張したように、これらの訴訟は半世紀にわたる外交を混乱させる可能性をもっている。

徹底した分析の後に、カリフォルニア中部裁判区の Baird 判事は、広域係属訴訟移送命令によって現在下記署名者 (山手注——Walker 判事) の前にある事件のなかの一つにおいて、差戻しを拒否した。Poole v Nippon Steel Corp. No 00-0189 (CD Cal March 17, 2000)。当裁判所は、その訴訟の分析と結論に賛成である。⁽¹⁾ Baird 判事は「本件は、その文面からして、対外政策と対外関係を扱う連邦判例法上の実質的争点を提起している。……それ故、原告は彼等の訴状を州法の用語で装うことによって、本裁判所の裁判権を回避することはできない」と判示した。当裁判所は、差戻しを求める申立てを拒否する。

(1) 差戻しが認められた他の事件、Jeong 对小野田セメント、2000 US Dist LEXIS 7985 (CD Cal May 18, 2000) において、裁判所は対外関係に関する連邦判例法を連邦裁判所の裁判権の基礎と考えなかった。

III

訴え却下の申立てについて論じるに当たって、当裁判所は再び米国および連合国の捕虜による訴訟の典型である一つの訴状、King v Nippon Steel Corp. No 99-5042 に言及する。

この命令の最初で述べたように、原告 King は彼を捕らえた者によって半世紀前に加えられた違法行為に対する救済を求めている。訴状の訴因一で、彼は、「ナチス政権、その同盟国または同調国による捕虜」が「第二次大戦奴隷労働被害者 (Second World War slave labor victim) ……」として行った労働に対する補償を、当該労働が行われた企業

またはその利益継承者から求める……」訴訟を認める新しい法律、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四条第六項に基づく請求権を主張する。訴因二は、原告が彼の労働から得られた経済的利益の吐き出しと返還を求める不当利得請求権である。訴因三では、原告は暴行、精神的苦痛の故意の付与および不法監禁に対して、不法行為に基づく損害賠償を求める。訴因四は、原告が以前の囚人労働の搾取を現在のカリフォルニア州その他の顧客に明らかにしないことは、カリフォルニア州営業・専門職業法 (California Business and Professions Code) 第一七二〇四条の不正営業行為を構成する、と主張する。

被告は、連邦民事訴訟規則第一二条(c)項に従って、訴答に基づく判決を求め、次のように主張している。(1)原告の請求権は、日本国との平和条約によって阻まれている。(2)原告の請求権は、司法判断に適さない政治的問題 (political questions) をひき起す。(3)平和条約、一九四八年の戦争請求権法 (War Claims Act) および対外問題に対する連邦政府の全面的権限は、あわせて原告の請求権を無効にする。(4)原告は日本政府によって惹起された被害を申し立てているのであるから、原告の請求権は国家行為理論および外国主権免除法 (Foreign Sovereign Immunities Act) によって阻まれる。

これらの主張ならびに King の対抗的見解は、連合国捕虜のために日本企業に対して提訴された本裁判所の前にあるすべての事件に見られる。裁判所はこれらの主張のすべてに答える必要はない。以下に述べる理由によって、裁判所は、原告の請求権は日本国との平和条約によって阻まれている、と結論する。

A

連邦民事訴訟規則第一二条(c)項による訴答に基づく判決の申立ては、答弁書が提出された後で訴状の妥当性に挑戦

する正当な方法である。個々の事件の手続き的状况にしたがって、ある被告は連邦民事訴訟規則第一二条(c)項による申立てをし、他の被告は同第一二条(b)項による訴え却下の申立てをした。現在の文脈において、この違いは重要ではない。第九巡回区において、地方裁判所が規則第一二条(c)項を決定すべき基準は、規則第一二条(b)項(6)に基づくより普通の訴え却下の申立ての基準と同じである。すなわち、「その申立てを行う当事者が、解決すべき重要な事実問題は残っていないこと、そして裁判所が法律問題として判断し得ることを訴答書面上で明確に証明する」[そしてその証拠により裁判所が自己に顕著なものと認める]場合、地方裁判所は訴答に基づく判決を下すであろう。」*Enron Oil Trading & Trans Co v Walbrook Ins Co*, 132 F3d 526, 529 (9th Cir 1997) (出典省略)

B

日本国との平和条約は、一九五一年九月八日サン・フランシスコにおいて、合衆国および四七のその他の連合国ならびに日本国の代表によって調印された。「Treaty of Peace with Japan, [1952] 3 UST 3169, TIAS No 2490 (1951). トルーマン大統領は、上院の勧告と同意を得て、条約を批准した。そして、条約は一九五二年四月二八日発効した。

同条約第一四条は、「戦争中に生じさせた損害および苦痛に対する」日本の賠償支払いの条件を定める。Id at Art 14 (a). 現在の目的上、その合意の目立った特徴は、(1)条約の効力発生のときに連合国の管轄の下にある日本の財産を差し押さえる連合国の権限、(2)戦争中に日本軍によって占領された領域の再建を援助する日本の義務、(3)「戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた連合国およびその国民の他の請求権……」のすべての放棄。

Id at Art 14 (a)-(b) (傍線付加)

原告の今回の請求権を阻むと被告が主張するのは、この放棄条項である。その全文は次のとおりである。

「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国およびその国民がとつた行動から生じた連合国およびその国民の他の請求権、ならびに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」Id at Art 14 (b).

文面上、条約は「すべての」賠償、ならびに「戦争の遂行中に日本国およびその国民がとつた行動から生じた」連合国「国民」の「すべての」「他の請求権」を放棄する。この放棄の表現はきわめて広く、かつ条約の他の条文に言及する冒頭の文節を除いて、条件的文言または制限を含んでいない。連合国捕虜の利益が第一六条に規定されており、同条は中立国または敵国の管轄にある日本の資産を、元捕虜およびその家族に分配するために赤十字国際委員会に引き渡すことを定めている。Id at Art 16. さらに、条約はとくに「一九四五年九月二日後の貿易および金融関係の再開」から得られた日本の資産を賠償から除外している。Id at Art 14 (a) 2 (II) (iv)

原告は、条約の阻止的效果を避けるために、第一四條(b)項について一つの解釈を展開しているが、それはこじつけで結局説得的ではない。その議論は幾つかのニュアンスをもっているが、次の点に帰着する。すなわち、条約の署名国は連合国の放棄が捕虜の請求権に適用されると理解していなかった。何故ならば、第一四條(b)項は、これに対応する第一九條の日本の放棄条項と対照的に、捕虜の請求権を明示的にあげていないからである。第一九條(b)項は、日本の放棄は「連合国の手中にある日本人捕虜および被抑留者に関して生じた請求権および債権……」を含む、と述べている。

条約が第一九條においてより具体的であることは、第一四條の文言の明白な意味を変更しない。もし第一四條の文言が曖昧であれば、原告の *expressio unius* の主張（山手注——*expressio unius est exclusio alterius*（一つのものを明記しているのはその他のものの排除を意味する））は、もっと説得力を有したであろう。しかし、原告は第一四條の文言のい

かなる曖昧さも指摘することができない。そうすることは、平明なテキストに隠された意味を注入することになる。条約は、その表現によつて、戦争に関連する経済的損害の包括的、排他的解決のプランを採択している。それは、将来の請求権の一括放棄において、特殊的ではない。例えば、*Neri v United States*, 204 F2d 867 (2d Cir 1953) (イタリヤとの平和条約の広範な放棄条項によつて阻まれる請求権) 参照。第一四条(b)項の放棄条項は、本件訴訟の各原告の請求権を含むに十分なほど広範である。

C

裁判所は条約の文言が曖昧であるとは考えない。したがつて、裁判所の分析はこれ以上進める必要はない。 *Chan v Korea Airlines*, 490 US 122, 134 (1989) (もし条約のテキストが明白であれば、裁判所は「修正をさしはさむ権限を有しない。')しかし、第一九条(b)項がいくらかの疑問を生じさせる限り、裁判所は「書かれた言葉を超えて、条約の歴史、交渉および締約国の実行による解釈に頼ることができる。」 *Air France v Saks*, 470 US 392, 696 (1985)。これらの典拠は大量に存在する。したがつて、ミスリーディングな引用を選択する可能性があるから、その有用性には疑問がある。双方の訴訟代理人は、自己の意見を支持する文書を探しだ出すことに堪能なことを証明した。しかも、起草の歴史に依拠することの価値の疑わしさを裏書きすることにもある程度成功した。それにもかかわらず、裁判所は自ら史料を調査した。そして、裁判所は、史料は日本との平和条約がこの訴訟において原告の提起したような請求権の阻止を意図したという結論を補強する、と結論する。

条約交渉の公的記録は、合意の基本目標が賠償問題の最終的解決にあつたことを示している。米国の首席交渉者 John Foster Dulles の陳述が明かにするように、将来の請求の可能性を残すことは、恒久的平和に対する容認できぬ

障害であることがよく理解されていた。

「賠償は通例講和のなかで最も議論の多い問題である。今回の講和も例外ではない。

一方において、歴大かつ正当な請求権がある。日本の侵略は途方もない費用、損失および苦痛を惹起した。

……

他方において、これらの請求権に対応するには、日本は今や内地の四つの島に縮小され、それらは国民が生きていくために必要な食料、あるいは働くために必要な原料を生産することができない。……

このような状況の下で、もし条約が日本に対する金銭賠償請求権を認めて生かしておいたならば、日本の経常取引信用は消滅し、国民の意欲は打ち砕かれ、そして彼等は肉体的精神的貧窮に陥り、それは容易に彼等を搾取の犠牲者にするであろう。

そこには、「幻影の金の壺から最大の分け前を得ようとする」[連合国間の]激しい競争が生じるであろう。」US Dept of State, Record of Proceedings of the Conference for the Conclusion and Signature of the Treaty of Peace with Japan 82-83 (1951) (Def Reg for Judicial Notice, ExhD) 参照。

日本の賠償責任は厳しく制限されるべきだとする米国の政策は、米国が主導した六年間の占領の経験から来ている。占領中、この地域の連合国軍最高司令官 Douglas MacArthur 元帥は、征服した国の経済を管理する仕事ととして、かつ賠償金支払いのために、日本の資産を没収した。SCAP, Reparations: Development of Policy and Directives (1947)。まもなくして、日本の財政状態はどんな攻撃的賠償計画も無駄な努力にしてしまうことが明らかになった。そのうちに、この方面における共産主義に対する防波堤としての、安定した民主的な日本の重要性が増してきた。一九四八年の末に、マッカーサーは、「日本における存立可能な経済の復興を妨げる武器として賠償を利用することは、

可能なあらゆる手段をもって排除すべきである」という見解を表明し、そして「賠償問題を最終的にかつ遅滞なく解決することを勧告した。」Memorandum from General Headquarters of SCAP to Department of the Army (Dec. 14, 1948) at ¶ 8 (Def Req for Judicial Notice, Exh E).

この政策が条約に具体化されたことは、交渉の歴史からだけでなく、上院による条約の承認を勧告する上院外交委員会の報告書からも明らかである。委員会は、例えば次のように述べている。

「明かに、被害国およびその国民の請求権に見合った割合の賠償支払いに固執すれば、それは日本の経済を破滅させ、日本が現在有するすべての信用を使い果たし、国民の進取の気象を打ち碎き、そして不平と共産主義の種子が育つ貧窮と無秩序を生み出すであろう。要するに、(それは)……米国の……基本的な目的と政策に反する。」Japanese Peace Treaty and Other Treaties Relating to Security in the Pacific, S Rep. No 82-2, 82d Cong, 2d Sess 12 (1952) (Def Req for Judicial Notice, Exh F).

委員会は、条約の規定は「日本に財産を所有する者の場合を除いて、個々の権利主張者に直接の返還請求権を与えていない」ことを認めて、*id.* at 13, 「その請求権が条約の規定によってカバーされない者は、……米国の議会に救済を求めなければならない」という国務省の見解を支持した。*Id.* at 14.

実際、条約は、今回の事件の原告のすべてではないにしても多くがそうであった元捕虜のための補償の必要性に対する、議会の反応を背景に発効した。War Claims Act of 1948, 50 USC §§ 2001-2017 p. (戦争請求権委員会を設置し元捕虜の請求権に最優先順位を与える法律) 参照。

条約が今回の訴訟の原告によって提起されたような請求権を放棄したことに、条約のテキストがもしいくらかの疑問を残しているとすれば、戦後日本における連合国の経験の歴史、条約の起草の歴史、そして批准に関する討議が、

放棄の確認に有利に疑問を解消するであろう。

D

条約の定める日本支配体制の犠牲者に対する補償の一般に認められている不十分さを考えると、誰もが予想しうるように、約五〇年前に条約が採択されて以来追加的補償の問題が繰り返し発生した。それは、日本経済が奈落の底から立ち直ったその活力に照らしてみると、いつそうよく理解できる。

裁判所は、条約が原告の請求権を阻止するという結論をさらに支持するものとして、米国が国務省の役人を通じて条約に定められた最終性の原則を堅く守ってきたことを、重要視する。この立場は、Ronald J. Bettauer 法律顧問代理が、最近の議会における証言で次のように述べている。

「一九五一年の日本国との平和条約は、米国およびその国民の戦争に関連するすべての請求権を解決しており、戦争犠牲者の追加的補償を日本またはその国民——日本企業を含む——から獲得するために、米国の国内裁判所に訴訟を提起する可能性を排除する。」 POW Survivors of the Bataan Death March, Hearing before the Senate Committee on the Judiciary (June 28, 2000) (statement of Ronald J. Bettauer, United States Department of State) (Def Reg for Judicial Notice, Exh P).

最近のもう一つの例をあげると、「日本の捕虜となったわが軍隊に加えられた五五年前の不正」に関する「失望」を表明し、国務省に行動を起こすよう求める Ohio Hatch 上院議員の手紙に対する返事で、国務省の代表は次のように述べた。

「日本国との平和条約は、過去五〇年間、アジアにおける米国の安全保障上の利益を維持し、同地域における平

和と安定を支えるために役だった。われわれは、米国は「対日平和条約」を含む自国の国際協定を誇りに思うべきである、と強く信じる。われわれの考えでは、今日日本の補償問題のより有利な解決を求めるために、米国が一九五一年の条約に基づく国際的な約束と義務の問題を蒸し返すべき理由は存在しない。

この説明は明かに、日本の戦時の侵略の犠牲者に慰めを与えない。しかし、遺憾ながら、戦争犠牲者を襲った苦難に対して完全に補償することは、条約が交渉されたときには不可能であった——そして、五〇年後の今日も不可能である。」Letter of Jan 18, 2000, from US Dept of State to The Hon Orrin Hatch at 2.

以上に述べた、そしてまた本件における法廷助言者としての合衆国の説明文書で主張された、一九五一年の条約は今回の請求権の放棄を構成するという結論は、重要な重みをもっている。Kolovrat v Oregon, 366 US 187, 194 (1961)（「裁判所は条約を自ら解釈するが、その際、条約の交渉と執行にとくに責任を負う政府部門が条約に与える意味は、重要性が付与される。」）、Sullivan v Kidd, 254 US 425, 442 (1921)（「わが国の外交関係の管理に責任を有する政府の行政部門が、われわれの前にある条約に与えまた一貫して支持してきた解釈は、重要性が付与されなければならない。」）参照。政府の立場もまた、条約とその歴史についての裁判所自身の分析と完全に一致する。

E

原告は、いくつかの追加的な主張を行っているが、それには簡単に言及すれば足りる。第一は、これらの請求権は条約で使用されている用語の「戦争の遂行」(prosecution of war)から生じたものではないとする性格付けである。原告は彼等の請求権を私的当事者間の争いに関係するものとしようとする。

第二次世界大戦中の日本帝国の行為と、その戦争マシンのエンジンの間を区別しようとする

のは、とりわけ無理なこじつけである。支持し得るような区別も存在しないことは、これらの訴訟の訴状から明らかである。例えば、Kingの訴状は、一団の捕虜は「日本の戦争達成のために」Comp1 ¶ 56、そして捕虜の「労力特技」を「生産ノ拡充ニ活用シ、大東亜戦争遂行ニ資セントヲ務ムヘシ」Id at ¶ 30という日本政府の訓令に従って労働を強制された、と申し立てている。さらに、訴状は、原告は「モーターの電機子が戦争達成のために製造されていた」工場で働いた、と主張する。Id at ¶ 35. これらの申立ては、きわめて明確にこの訴訟を、「戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた」Treaty at Art 14 (b)すべての請求権の条約上の放棄の範囲に入れるものである。

原告はまた、原告の請求権の放棄は条約を違憲かつ国際法上無効なものとする、と主張する。この主張は、政府は「外国に対する国民の請求権を処理する主権的権限 (sovereign authority)」を適法に行使し得るといふ、確立した原則に反する。Dames & Moore v Regan, 453 US 654, 679-80 (1981) また *Neri*, 204 F.2d at 868-69 (賠償請求権の条約放棄の執行) 参照。

最後に、原告は、条約に定められたものより有利な条件で日本と他の条約署名国との間でその後に行われた処理は、第二六条の下で原告の請求権を「復活させる」と主張する。第二六条の関連部分は、次のとおりである。

「日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える……戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならぬ。」Treaty at Art

26.

原告が引用する他の協定の証拠資料が第二六条に関係するか否かを決定するまでもなく、裁判所は、当該条文は「この条約の当事国」すなわち署名国政府のみに権利を付与していると判断する。第二六条を執行する問題は、それ

故合衆国が決定すべきことであつて、原告が決定すべきことではない。

IV

日本国との平和条約は、これらの訴訟の原告が主張したような将来の請求権を封じたことで、原告の完全な補償を将来の平和と交換した。歴史はこの取引が賢明であつたことを証明した。そして、原告の苦難に対する完全な補償は、純粹に経済的な意味では、これらの元捕虜およびその他の無数の戦争生存者に与えられなかつたけれども、彼等自身とその子孫が自由な社会とより平和な世界に生きる計り知れない賜物がその債務を返済している。

訴え却下の申立て、および／または訴答に基づく判決の申立てが認められる。書記官は、冒頭に掲載した各事件の被告に有利な判決を記録すべきである。

以上のごとく命令する。

VAUGHN R WALKER

United States District Judge

四 若干の考察——わが国の判例と比較して——

- (1) ウォーカー判決とわが国の判例との基本的な違い

この判決（命令）の要点は、連合国が日本国との平和条約第一四条(b)項によって、連合国国民が戦争中の日本国民の行為に対して有し得るすべての請求権を放棄していることを理由に、原告の訴えを却下した（または訴答に基づく判決を下した）ことである。pretrial proceedingでの決定なので、正式のtrialで事実審理をすることなく却下されたわけである。

裁判所としては、条約の文言から以上は明白であって、条約の起草過程や締結の際の事情などに依拠する必要はないと考えるが、念のためそれらの分析もし、また行政部門の意見も参照して、それらすべてが自己の条約解釈と一致するとしている。

そして、国民の請求権を条約によって国家が放棄することは米国憲法に違反し、かつ国際法上無効であるという原告の主張については、それは米国判例法上確立している「政府は外国に対する国民の請求権を処理する主権的権限を適法に行使し得る」という原則に反するとして、これを退ける。

これに対して、わが国の裁判所の判決は一般に、平和条約や二国間の協定に定められている両締約国およびその国民の間の請求権の放棄は、国家が有する外交保護権の相互放棄であって、国民個人の請求権そのものを放棄したものではないという政府（外務省、法務省）の解釈の上に立って、条約における請求権放棄を理由に却下することをしないで、事実問題と法律問題の審理を行った上で、その請求が日本の国内法上成立しないか、もしくは成立するとしても時効あるいは除斥期間の経過によって消滅しているとして（強制連行・強制労働に関する対企業訴訟の場合が典型的）、または、個人は国際法上直接戦争被害を加害国家に対して請求することができないとして（ハーグ陸戦条約第三三条は被害者個人に直接加害国に請求し得る権利を与えたものではないと判示した、連合国捕虜の日本国に対する訴訟の場合が典型的）、棄却するところに特徴がある。

すなわち、平和条約における請求権の「放棄」の解釈が日本と米国とで異なるわけである。もともと、日本政府も、今回の米国における対日企業訴訟に対しては、上述の二(4)「日米両国政府の見解」の個所で紹介した柳井俊二駐米大使の記者会見での発言でみる限り、当然国民の請求権も放棄したと考える米国の見解と同じ考えを主張しており、わざわざ国家の外交保護権のみ放棄して、国民個人の(米法上における)請求権自体は残っているなどと余計なことは述べていない。しかし、なぜ外務省はこのように国内と国外とで矛盾した主張をするのであろうか。

一体全体、国際法上客観的に考察して、日本国との平和条約第一四条(b)項および第一九条(ならびに日韓請求権協定などの二国間協定)の請求権の放棄は、締約国およびその国民の請求権を放棄したのか、それとも締約国の請求権と外交保護権のみを放棄して国民個人の請求権は放棄されていないのか。これが今回のウォーカー米連邦地裁判事の判決とわが国の判決と比較してみても、検討すべきもつとも大きな問題である。(同判事は、今回は元連合国捕虜の訴訟についてのみ判断し、条約の締約国でない国の一般市民の訴訟については今後の審理のために延期した。したがって、二国間協定の解釈については今回は触れられていない。)

註

(1) 実質的な事実審理をしない例も、花岡事件第一審判決(東京地裁平成九年二月一〇日、判例タイムズ九八八号二五〇頁)のように例外的ながらある。

(2) 国内法上違法行為の成立を認めた例も、関釜元慰安婦訴訟第一審判決(山口地裁下関支部平成一〇年四月二七日、法例時報一六四二号二四頁)のように例外的ながらある。

(2) 条約局長の国会答弁の波紋

平和条約における請求権の放棄についてのこのような解釈を政府はかなり以前からとってきているが（後述）、しかし一般的には、政府の公式見解として公表されたのは、日韓請求権協定について平成三年（一九九一年）八月二十七日に、参議院予算委員会において外務省条約局長が、同協定は、日韓両国が国家としてもっている外交保護権を相互に放棄したもので、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない、日韓両国間で、政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることができない意味である旨の答弁をしたのが、最初と理解されている。したがって、例えば、不二越挺身隊員等賃金等請求訴訟第一審判決は、「平成三年八月二十七日に日本国政府の右見解が表明されるまでは、原告らの個人的事情を越え、かつ原告らの関与可能性のない客観的、一般的状況により、原告らが本件賃金債権を行使することは現実に期待しえない状態にあり、右の政府見解の表明された時をもって、右権利行使が現実に期待できるとなったものといふべきである」として、同事件の賃金債権の消滅時効の起算日を、平成三年八月二十八日としている。⁽¹⁾

そしてまた、一般的には、中川淳司教授が説明されるように、この公式見解から次ぎのように理解されてきている。「第一に、大戦に起因する賠償・請求権問題は、サン・フランシスコ平和条約及びその後結ばれた二国間の平和条約とそれに付随する賠償・請求権協定によって、日本と連合国、占領地域・旧植民地諸国の政府間レベルでは最終的に解決された。第二に、その結果として、関係各国は、自国民が被った戦争被害について、相手国に対して一般国際法上の外交保護権に基づいて請求を行う権利を放棄した。第三に、以上の国際法上の賠償・請求権問題の処理は、戦争被害者（日本国民、連合国国民、占領地域・旧植民地住民ら）が個人として自らの被害について賠償を求める請求権には何ら影響を与えるものではない。」⁽²⁾そしてこのことが、九〇年代に外国人個人による戦後補償訴訟が多発するようになった原因の一つをなしている。

註

(1) 富山地裁平成八年七月二四日判決、判例タイムズ九四一号一九七一—一九八頁。

(2) 中川淳司「戦後補償訴訟と国際法——司法を通じた戦後補償の可能性と限界——」(法学教室二〇〇〇年七月号)四三頁。

(3) 個人の請求権

「締約国およびその国民の請求権」のうち、国民(個人)の請求権とはいかなる法に基づく請求権であろうかと自問して、伊藤哲雄外務省条約局法規課長(当時)は、個人の国際法主体性についての通説を踏まえて、「請求権を實現し得る手続きが国際法上補償されていないかぎり、個人の請求権が条約上規定されていても、それが国際法の権利であるとは言えず、平和条約等に規定する国民の請求権についても、平和条約に基づいて有する国際法上の権利ではなく、実際は当該請求権が発生した領域で有効な国内法に基づいて有する、或いはそうした国内法に照らして有無を論じるべき、国内法上の請求権のことである⁽¹⁾」とされている。前述の条約局長の参議院予算委員会での答弁が、「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させた……(ものではない)」という云い方をしているのも、恐らくそのことを云っているであろう。しかし、今日数は少ないにしても、個人が自己の権利を直接国際的手続きで主張し得る場合も存在する以上(その場合は伊藤氏の立場からも国際法上の権利である)、平和条約第一四条、第一九条で締約国が放棄の対象とした「国民の請求権」の概念からア・プリオリにそれを排除する解釈に固執すべき理由はないと思う。

註

(1) 伊藤哲雄「第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権処理」(外務省調査月報一九九四年度第一号七七頁以下)一一一—

(4) 外交保護権のみの放棄か

平和条約における「締約国が国民の請求権を放棄する」という文言は、素直に読むかぎり国民個人の請求権自体（私の説ではそれが国際法上有すると主張されるものであれ、国内法上有すると主張されるものであれ。伊藤氏の説では国内法上の請求権）を国家が放棄し消滅させてしまうものと解釈するのが普通であろう。それをわざわざ「個人が有する国内法上の個人の請求権自体を放棄するものではなく、国家がそれを取り上げて国家の請求として相手国に要求する国際法上国家がもっている外交保護権を放棄するだけである。したがって、個人の請求権自体は依然として残っている」という解釈を、政府はなぜとるのであるか。国際法理論としてそのように解釈しなければならない理由があるであろうか。

(ア) 法理的理由

その点を、ひきつづき上述の伊藤法規課長の論文を手掛かりにして検討してみたい。

伊藤氏は、まずその本文で、

「日本政府は、戦時中の日本の行為により受けた損害により、韓国等の分離地域や連合国の国民より提起されている損害賠償請求に関して、個人の請求権の問題についても、サン・フランシスコ平和条約や日韓請求権・経済協力協定等の戦後処理の条約により、国家間の問題としては解決済みとの一貫した立場をとっている。又、これらの条約において規定する『国家が国民の請求権を放棄する』という文言の意味は、上記(2)「山手注——上述(3)にあたる」で述べた個人が有する（又は有すると主張される）国内法上の個人の請求権自体を放棄するものでは

なく、国際法上、国家が自国民の請求権につき国家として有する外交保護権を放棄するものであるとの解釈も、日本政府がこれまで一貫して取ってきているところである(注61)。⁽¹⁾と述べて、その注記で次ぎのように説明されている。

「日本政府は、……在カナダ日本財産訴訟、シベリア抑留訴訟等において、戦後処理関係の条約に規定する国民の財産・請求権放棄の意味について、国(政府)と国民は異なる権利主体であり、論理的にも国が国民個人の財産・請求権を放棄することは出来ない等として、外交保護権放棄論を主張した。これに対しては、(イ)第二次大戦後のイタリア、ハンガリー等枢軸国五カとの平和条約における個人の請求権放棄に関する規定は、当該枢軸国が『国民のために (on behalf of)』請求権を放棄する、そして『すべての請求権は消滅させられる (be extinguished)』と規定しており(例えば、イタリア第七六条、ハンガリー第三二条)、国家が国民の権利を放棄し得る如き書き振りになっている、(ロ)『国および国民の請求権を放棄する』との規定のうち、国の外交保護権の放棄は『国の請求権』の放棄の方に含まれるのであって、『国民の請求権』とは関係ない、(ハ)国家は、適当な補償を行うことにより、国民の私権を消滅させることが出来るのであって、必要な国内措置をとれば、条約で個人の権利を放棄することも法理論的には可能である等の反論がある。⁽²⁾」

自説の根拠よりも反対論の根拠の方を詳しく紹介されているのはいささか奇異な感じもするが、それはさておき、「国と国民とが異なる権利主体であるから、国が国民個人の財産・請求権を放棄することは出来ない」というのは納得しがたい論理である。国と国民とが異なる法人格・権利主体であるのは当然であるが、両者は平等な関係にあるのではない。米判例法がいうように、国家は対外的請求権を処理する主権的権限を有し(上述ウォーカー判決)、とくに戦争後の平和条約において自国民の財産・請求権を放棄し得ることは、伊藤氏のあげておられる反論にあるように、

第二次大戦後のイタリヤ等との平和条約の規定によって証明されている。

この政府および裁判所の外交保護権のみを放棄したとする理論を従来から批判してこられたのは、広瀬善男教授である。教授は、平成二年に出版された著書で、次ぎのように主張されている。

「わが国では、対日平和条約一九条や日ソ共同宣言六項で日本が放棄した日本国民の請求権とは、日本国民に対する日本国の『外交保護権』に限られるという見方が有力に主張されてきた（たとえば、：在カナダ財産補償請求事件、最高裁判決、昭和四三・一一・二七：）。したがって日本国民の戦争相手国に対する請求権は（かりにそれが存在するとすれば）消滅せずそのまま存在しつづけるという見方である。しかしこうした見解は諸外国では全くみられない。国際的に通用しない議論なのである。平和条約の中で、自国民の戦争から生じたすべての請求権を相手国に対して放棄するという規定をおく趣旨は、国際法（条約）上であるいは国内法上で戦争の結果として生じた相手国に対するいっさいの自国民の請求権を、実質的にどのような意味でも消滅させるということの意味し、必要があれば当事国にそれぞれの国内法でそのための国内措置（手続）をとるべき義務を負わせた性格のものである。自国民の相手国に対する私的請求権はこれをそのまま残し、単に本国の外交保護権という国際法上の手続的権利——外交保護権の法益を、自国民の私的請求権から転化した国家の権益と見る見方：でもこの場合は同様だが——だけを放棄したもので、国民は自己の私的請求権を自国または相手国（場合によっては第三国）の国内法上の手続きによって行使し得る方途はなお残されているという理解は、全く予想されていないのである。つまり自国民に対する対人主権の効果として、相手国に対する自国民のすべての請求権を消滅させることを『平和条約の締結』という国家主権行為によって国際的に（かつ国内憲法上の手続きを経た以上国内的にも）約束したことを意味するのである。」³⁾

そして、平和条約による自国民の請求権の放棄が請求権を消滅させる効果をもつことを明かにした外国の判例として、*Austrian State Treaty Case* (International Law Reports, Vol. 40, 1970, pp. 184-186) に関する一九六一年のオーストリア最高裁判決をあげておられる。オーストリアは一九五五年のオーストリア国家条約第二三条三項で、ドイツ国に対するオーストリア国およびその国民のすべての請求権を放棄した。そのため戦争中にドイツ当局によって収容された農地の返還を求めなくなったオーストリア人が、これは自国国家による自己の財産権の収容に当たるとして補償を請求した。判決は、原告がドイツに対して有する請求権を主張する地位を喪失させられたことは疑いなく、これは財産収容の古典的な観念には当てはまらないが、広義の収容 (expropriation) の概念には該当するとした。しかし、オーストリア憲法には収容に対する補償義務の規定がなく、法律または条約で補償義務を規定した場合のみ補償すれば足りる。オーストリア国家条約には補償義務規定がないから、原告の補償請求は認められない、と判示した。⁽⁴⁾

(傍点山手)

さらに教授は最近の論文で、一九九六年五月一三日のドイツ連邦憲法裁判所の意見判決を引用されている。原告は、第二次大戦中ドイツ軍の占領地域に住んでいたポーランド、ハンガリーおよびドイツ国籍をもつユダヤ人で、アウシュヴィッツの収容所に移送され、軍需工場で強制的に労働させられた。就労企業はドイツ国政府機関に原告の労働報酬を支払ったが、原告には支払われていない。彼等の請求に対して、連邦政府は、国際法上の個人請求権は存在せず、かつ国家間賠償請求に吸収されると主張した。そこで連邦裁判所が、「戦争から生じた個人請求権について、国際法は個人からの申し立てを認めず、国家間レベルでのみそれを可能とするか」という趣旨の諮問を連邦憲法裁判所に提出したのがこの事件である。

憲法裁判所の意見(八人の裁判官全員一致の判決)は、連邦政府の主張するような「排他性の原則」を否定し、国

際法義務の違反から生じた被害者個人による加害国の国内法上の請求権が、本国の国際法上の請求権と別に存在することを認める「請求権の並存性」の原則を肯定する。それは外交的保護の制度のいわゆる「国内的救済完了」の原則からも明らかであり、また多くの平和条約によって証明されている。すなわち、若干の平和条約では、賠償請求権を相互に「放棄」する規定を置いているが、この場合の放棄は「国民の損害の結果生じた国家の損害の請求権」の放棄であつて、「国民自身の請求権」の放棄ではない（一九二〇年のバルト三国とロシア間の平和条約五条その他）。第二に、平和条約で個人請求権を別建てとし、明示的に国家請求権と並置して規定するものがある（一九五一年の対日平和条約一四條(b)項、一九條(a)項(c)項その他）。

しかし、このことは、個人の請求権が個別の国家声明や条約によつて、放棄ないし別取扱いにされることを妨げない（一九五三年のロンドン協定や一九四七年の連合国とハンガリーの平和条約等）。これによつて個人請求権は、最終的に解決されたのである。⁽⁵⁾（傍点山手）

このように見ると、日本国との平和条約第一四條(b)項、第一九條によつて締約国が相互に放棄した「(国および)その国民の請求権」のなかには、国民個人が相手国の国内法上有する（または有すると主張される）権利は含まれておらずそれはそのまま残っている、放棄したのは国民のその請求権を国家が取り上げて相手国に主張する外交保護権のみであるという理論は、国際的には余り説得的でない議論であることが分かる。少なくとも、わが国で受け入れられているほど自明な理論ではない。では一体なぜ政府や裁判所はそのような主張を採用したのであろうか。

註

(1) 伊藤哲雄、前掲、一一二頁。

(2) 同上、一一二頁、一一四頁の(注61)。

(3) 広瀬善男『捕虜の国際法上の地位』一九九〇年、日本評論社、五一頁。

(4) 同上、五四―五五頁。

(5) 広瀬善男「戦争損害に関する国際法上の個人請求権」(明治学院論叢第六四六号、法学研究第六九号)一三三―一四〇頁。

(1) 本当の理由

容易に想像し得るのは、この理論はもともと、平和条約の第一九条(連合国・国民に対する日本国・国民の戦争請求権の放棄)や第一四条(a)項2(I)(連合国所在の在外日本財産の処分)によって自己の請求権・財産権を喪失させられた日本国民からの補償請求訴訟に直面して、国家の補償義務を否定するための理論として採用されたのではないだろうかという推測である。^(5a)しかし、そのような推測が正しいかどうか判断するには、過去の関連判例に遡って検討してみる必要がある。

(i) 平和条約請求権放棄賠償請求訴訟

これは、昭和二十一年一月二六日夜、たまたま路上通行中、ある民家に強盗に押し入り屋外にとび出してきた占領軍兵士二名に拳銃で射撃され、半身不随に至る頭部貫通創の傷害を負った原告が、平和条約第一九条(a)項によって国民の請求権を放棄したことは違法な公権力の行使にあたるとして、国家賠償法に基づいて損害賠償を請求した事件である。

(a) 第一審(東京地裁、昭和三十一年八月二〇日⁽⁶⁾)で、被告国は、「平和条約第一九条(a)項において放棄の対象とされているのは同上(c)項と対比してみても、加害者所属国に対する我国の請求権即ち所謂外交保護権のみであって、被害者から加害者に対する請求権は放棄されていないものと解する。そうでないとしても後者の請求権は講和条約にお

いて具体的な取極めの為されない限り権利実行の方法ないし可能性のない全く抽象的な觀念に過ぎず、しかも、講和条約において敗戦国側からは当然に放棄されるべき宿命をもつものに過ぎないから、これを放棄する条約を締結したところで、これを以って権利侵害といえない⁽⁷⁾と主張した。

判決は、右第一九条(a)項により「放棄される権利は、「文理上からして」いわゆる国の外交保護権と国民の個々の権利とを包含する事は明か」で、「故にこの点に干「関」する被告の主張は失当であり、原告の損害賠償請求権は同条(a)項によって消滅したと云うべきである」が、しかし「平和条約は、我国がポツダム宣言を受諾し無条件降伏を為し、敗戦国として締結したものである。従って右条約締結にあたりその内容に関しては、内閣及び国会は結局においては憲法その他国内法令の制限を受けるものではない。よって右条約締結によって国民の権利が侵され損害を与えることになったとしても、これを以って違法な公権力の行使といふことはできない」として、原告の請求を棄却した。

すなわち、昭和三十一年（一九五六年）の段階で、国はすでに外交保護権のみを放棄したとする理論（以下「外交保護権のみ放棄論」とつづめて呼ぶことにする）を主張しているが、裁判所はこの時点ではまだ、第一九条の「放棄」は外交保護権のみでなく、国民の請求権そのものも放棄したものと考えていた。そして、その上で、国民の請求権を消滅させて国民に損害を与えても、平和条約の締結に当たって憲法その他の国内法の制限を受けないから（平和条約の超憲法的性格）、これをもって国家賠償法の適用要件たる違法な公権力の行使とはいえないと、判示している。

(b) 原告が控訴した第二審⁽⁸⁾において、控訴人（原告）は予備的請求原因の追加として、もし平和条約第一九条(a)項によって国民の請求権を放棄したことが「公共のため」に必要であったとすれば、憲法第二九条三項により国に損失の補償を求める旨主張した。

また、被控訴人国は答弁の補足釈明において、控訴人の加害兵士またはその所属本國米国に対する損害賠償権の成

否について、次のようにこれを否定した。①占領中日本民法の不法行為に関する規定は占領軍兵士に適用されなかったから、控訴人は日本民法に基づく損害賠償請求権を取得しない。のみならず、兵士の住所氏名が不明であるから、加害兵士個人に対する損害賠償請求権の行使は、日本国内法上も米国内法上も不可能の状態にある。②国際法違反の行為によって損害を被った個人は、現状においては結局相手国の国内法上の争訟手段を通じて相手国政府を被告として損害賠償の請求をせざるを得ないが、米国内法上国家公務員の職務外の不法行為について国が賠償責任を負う規定はないから、控訴人は米国に対しても賠償請求権を有しない。

そして、平和条約第一九条(a)項によって放棄された請求権について、「外交保護権のみ放棄論」をとる法理的根拠を第一審のときより詳しく説明している。

「右条項によって放棄された請求権は日本国が国際法上外国に対して有する前示いわゆる外交保護権に関するものであり、被害者たる日本国民個人が本国政府を通じないで、これとは独立して直接に賠償を求める国際法上の請求権或は私法上(国内法上)の損害賠償請求権の如きはこれを含まないと解すべきである。即ち後者の権利は本来国家のもつ権利でないから、国家が外国との条約によってどんな約束をしようとそれによって直接に個人がこの権利を失う結果を生ずるものでない。尤も日本国がその国民の連合国及びその国民に対して個人的請求権を行使することを禁止するため必要な立法的及び行政的措置をとることを連合国に対して約束することは、理論上可能なことであるが、対日平和条約は請求権の放棄条項を規定するに止まり、イタリヤその他五カ国の平和条約に規定せられているような請求権の消滅条項と共に補償条項を何等規定していないのであるから、右平和条約第一九条により個人の請求権が消滅したものと論断することは困難であり、また個人の請求権行使を禁止する約束をしたものとも解することはできない。」⁽⁹⁾

次ぎに、国は、平和条約の締結が違法な公権力の行使に当たらない理由を、次ぎのように説明する。

「由来敗戦国にとって媾和条約が憲法に抵触するため、これを締結できないとすれば、媾和を行うことが不能となり、その結果国家が滅亡するか、或は少くとも独立国たる地位を喪失することにもなるので、媾和条約については、たとい形式上違憲の瑕疵ありとするも、或は革命の場合と同様一つの既成事実として裁判所その他の国家機関はこれを認めねばならないとされ、或は国家非常の觀念から、戦時にあつては必要上条約締結権は憲法に拘束されない⁽⁹⁾とされ、或はまた国際法優位論を適用して媾和条約が憲法上の諸権力に対して一つの優先力をもつものとされてきた。対日平和条約締結に際しての敗戦国日本の立場も右の先例と異なるところなく、右平和条約はポツダム宣言を受諾して無条件降伏した日本国がその独立を回復するため『強制されて欲した』^(9a)国際的合意であるので、その内容において日本国憲法に保障する国民の権利に消長を来たす条項が規定されているとしても、平和条約の締結行為を目して日本国憲法以下の国内法規に照らし違法なものと断ずることはできない。」

さらに、国は、仮りに控訴人の主張するように平和条約によりすべての請求権が消滅し、日本国憲法の保障する財産権を否認したことになるとしても、平和条約の締結は公共のための措置で正当性が認められるものであるから、「国家賠償ではなく」補償の問題が生じるであろうが、「被控訴人国においては『占領期間中における進駐軍による事故のため被害を受けた者に対する見舞金支給措置』により昭和二年一月七日金二三、七三〇円、昭和二年七月一九日金六八、〇一〇円、計金九一、七四〇円の見舞金を支給しているので、右見舞金は補償金額に算入せらるべきものであり、しかも控訴人の請求の性質、戦争被害補償の現況、わが国経済力の状況等よりして、控訴人に対する補償は右見舞金を以つて正当なる補償と認むべきである。」⁽¹⁰⁾（傍点山手）と主張した。

これに対し、裁判所（東京高裁）は、第一に、控訴人の不法行為に基づく損害賠償権の成否について、占領中占領

軍に対しては日本の民事裁判権の行使は排除されていたが、その故を以って直ちに日本国内法に基づく不法行為の成立を否定することは困難であり、仮りに日本国法の適用がないとしても米国の法律に基づいて日本国民が加害兵士個人に対して訴訟を提起することは認められる。かかる訴訟は米国内の裁判所に提起しなければならず、訴訟手続きその他の上で極めて困難であり、かつ本件では加害者の氏名不詳であつて米国の如何なる国内法規に基づいて不法行為を構成するか立証されていないけれども、「今日の文明国における法概念よりすれば、加害者所属の米本国法においても不法行為を構成するものと解すべきは疑いを容れない。以上いずれかの国内法上被害者たる控訴人は加害者たる米軍兵士個人に対しその権利実現の困難性はともかく、理論上不法行為上の損害賠償請求権を取得することはこれを否定することはできない。」と主張する。

第二に、請求権の「放棄」の意味について次のように述べている。

「この条項(a)において日本国の国際法上の請求権（被控訴人主張のいわゆる外交保護権を含めて）を放棄すれば、国民の被害をも含めて日本国として、連合国に何らの請求権をもたないことになるので実質的にはそれで足りると思われるが、ただかかる表現だけでは国内法上（日本国内法上また連合国民の所属する本国の国内法上）国民の請求権が独自のものとしてのこる可能性が理論的にも實際的にもあるので、そのような国民の請求権をも一括して放棄することを『日本国及びその国民のすべての請求権』と表示することによつて、はつきりさせたものと解する。……（山手注——以下さらに詳細な解釈論を展開して興味深い）が、「被控訴人も主張する如く国民個人の請求権の如き本来国家のもつ権利でないから直接放棄の対象とならない」と国の主張の一部を認めた上で、結局原告が連合国の国内法上も日本国内法上も請求権を喪失する結果となることを結論付ける論理構成なので、判示がやや複雑で難解である）……そうだとすれば前示条約第一九条(a)項において放棄された請求権は日本国が国家として有するいわゆる外交

保護権のみであるとの前提の下にこの外交保護権の放棄が日本国民個人の連合国民に対して有する請求権そのものには直接何らの消長を及ぼすものでないとの被控訴人の主張については最早論議の要を見ない……⁽¹¹⁾」。

第三に、平和条約第一九条(a)項によって控訴人の賠償請求権を喪失せしめる結果となっても、それが違法な公権力の行使に当たらないことについて、第一審判決より丁寧に次のように述べている。

「凡そ国際法の歴史において戦敗国が戦勝国の国民が戦争によって蒙った損害の賠償請求権を認めつつも、自国民の同種の権利を放棄する旨を平和条約で約束することは例の多いことであり一つの国際慣行であるともいえる。殊に今次の対日平和条約は、わが国がポツダム宣言を受諾して無条件降伏をなし、惨憺たる敗戦の結果、その独立を回復するため締結したものであって、戦勝国たる連合国が右媾和条約において第一九条の規定を要求し、日本全権がこれを容れたのはまことに已むを得ない所であつたというべく、……従つて右第一九条(a)項の規定が内容において日本国憲法の保障する国民の権利に消長をきたす結果となつても、右平和条約の締結行為を目して日本国憲法以下の国内法規に照らし違法不当なものと断ずることはできず、もとより日本全権団ないし日本政府が同条約第一九条に同意したことを以つて、違法な公権力の行使にあたらないというべきである。⁽¹²⁾」

第四に、予備的請求の日本国憲法第二九条三項に基づく損失補償に関しては、上述第三点の理由と同じ理由で憲法第二九条三項により当然には法律上の義務を生ずるものでない上、「対日平和条約第一九条にはイタリヤ等五ヶ国の平和条約における如く『請求権の消滅』条項の外に日本国としてその国民に対する『補償条項』を定めていないのであるから、右条約の公布が直ちに国内的効力を生じると解しても、別に補償に関する国内的立法措置をとらない限り、具体的にはこれが補償を追求するに由なきものといわねばならない。そして右補償の要否、補償の程度如何は同様の事情の下に締結された平和条約第一四条(a)の2の日本国民の在外資産の処分等に関する補償等とも関連して、今後の

立法政策の問題として解決する外はないであろう。」(傍点山手)そして、補償に関し何等の実定法の定めのない現在においては、「占領期間中における進駐軍による事故のため被害を受けたものに対する見舞金支給措置」により支給を受けた見舞金以外に、憲法第二九条を理由として財産権侵害にもとづく正当な補償を求める控訴人の請求を許容できないとする。

以上やや詳しく国の主張と判決を見てきたが、これにより昭和三四年(一九五九年)の第二審段階でも第一審のときと同じく、国は「外交保護権のみ放棄論」を唱え、裁判所は日本国民個人の請求権自体をも含めて放棄したものと考えていたことが確認されるとともに、国がこの放棄論をとる理由に関しても、私の推測が当たっていたことがその後の判例をたどるまでもなくほぼ明らかになったのではないだろうか。

国と国民は異なる権利主体で、論理的にも国が国民個人の財産・請求権を放棄しえないというのは、一見すると個人の権利を尊重する自由主義的(国家主義的でないという意味で)な議論のように錯覚するかもしれないが、それは国民個人が連合国の国内法上有し得る損害賠償権について、国自身は外交保護権を放棄した以上請求できないけれども、個人が訴訟を起こすならばその国の国内法の情報を提供するなどできるだけ事実上のサポートをしようというのか、また個人が日本国内法上の損害賠償を国内裁判所に提訴した場合にはこれに誠実に対応しようというのか。あるいは、一九五五年一二月四日の西独占領損害賠償法のような入念な国内法的措置をとるとでもいうのか。⁽¹³⁾ 事實はすべてその反対で、国は逆に相手国の国内法上も日本国内法上も、損害賠償権が成立または行使しがたい理由を並べ立てることに急なだけである。そして、万一の敗訴の場合にも、補償額を何とか既存の見舞金ですませようと考えるだけである。

ここでもう一度、国の主張の論理構成を整理してみよう。第一に、控訴人(原告)の加害兵士またはその所属国米

国に対する請求権は、実は日本国内法上も米国内法上も成立しない。第二に、平和条約第一九条(a)項2(I)によって放棄された請求権は国の外交保護権のみであつて、国民個人の日本および米国の国内法上の請求権は放棄されずに残されている(「外交保護権のみ放棄論」)。第三に、対日平和条約は無条件降伏した日本が独立を回復するためにやむを得ず締結したものであるから、国民の権利の消長に影響を与える規定があつても、右締結行為を日本国憲法以下の国内法規に照らして違法と断ずることはできない(国家賠償法の適用なし)。第四に、仮に平和条約により控訴人の財産権を否認したことになつても、公共のための措置として正当性があり補償の問題が生じるであろうが、戦争被害補償の現況、わが国経済力の状態等よりして、すでに支給した見舞金を以つて正当な補償と認むべきである。

以上の国の弁護論の組み立てを見れば、「外交保護権のみ放棄論」によつて、平和条約第一九条(a)項による「国民の請求権の放棄」は国民個人の請求権の消長には及ばないと言ひ張るのは、及ぶとした場合に出てくる賠償義務や補償義務を避けるための議論であることは、もはや誰の目にも明らかなのではないだろうか。

註

(5a) 新見隆「根本的見直しを迫られる外交保護権放棄による政治決着」法学セミナー四五二号四四頁参照。

(6) 平和条約請求権放棄賠償請求訴訟、東京地裁昭和三十一年八月二〇日判決、祖川武夫・小田滋編著『日本の裁判所による国際法判例』(一九九一年、三省堂)五二一頁、下級裁判所民事裁判例集七卷二二二九頁。

(7) 下級裁判所民事裁判例集七卷二二四一頁。

(8) 平和条約請求権放棄賠償請求訴訟第二審、東京高裁昭和三十四年四月八日判決、祖川・小田、前掲、五一二頁、下級裁判所民事裁判例集一〇卷七二二頁。

(9) 下級裁判所民事裁判例集一〇卷七一五―七一六頁。

(9a) 同上、七一六頁。

(10) 同上、七一七頁。

(11) 同上、七一九—七二二頁。

(12) 同上、七二二—七二三頁。

(13) 桑田三郎「平和条約による占領損害賠償請求権の放棄と国家賠償法適用の有無」ジュリスト一八五号六七頁参照。

(ii) カナダ在外資産補償請求訴訟

平和条約第一四条(a)項は、「戦争中に生じさせた損害及び苦痛」に対する連合国への賠償の支払いとして、1で日本国軍隊によって占領された連合国に対する役務賠償を規定し、2で連合国所在の日本国および日本国民の財産の処分を規定している。すなわち、平和条約第一四条(a)項2(I)は、各連合国が日本国及び日本国民の「財産、権利、及び利益で……その管轄の下にあるものを差押さえ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」旨規定し、日本国として連合国による在外財産の処分を正式に認めた。

これによって在外財産を失った者に対する補償問題は、戦後処理の問題のなかでも非常に困難な問題の一つであった。政府は総理府に在外財産問題審議会を設け、昭和三二年一月二月の答申に基づいて翌年「引揚者給付金等支給法」を制定して解決をはかったが、その後も論議が補償要求の形で跡を絶たなかったので、昭和三九年改めて在外財産問題審議会を設置した。昭和四一年一月に同審議会から、法律的に国に補償義務はないが、国が特別の政策的措置として、引揚者に交付金を支給してこれに報ゆることが解決の道であるとの答申が出され、それに基づいて昭和四二年八月一日法律一一四号「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」が施行された。これで政治問題としては一応解決をみたが、それと別個に訴訟の形で争われていた法律問題についても、本件訴訟の昭和四三年一月二七日の最高裁判決によって確定的な判断が出されることとなった。⁽¹⁴⁾

本件の原告ら夫婦は、昭和三年以来カナダ国に居住、昭和一八年に帰国した。カナダ国に所有していた財産は第二次大戦勃発とともに敵産管理処分を受け、戦後平和条約第一四條(a)項2(I)によりカナダ国がそれを処分した結果、原告らはその返還を求めることができなくなった。原告らは、平和条約第一四條(a)項2の規定に基づき日本政府が連合国に対し原告等所有の在外財産の処分を承認した行為は、日本国が連合国に対し負担する損害賠償義務履行のために原告等国民の私有財産を充当したものであって、憲法第二九條三項にいわゆる公用収容に該当し、日本政府は右財産につき補償すべき義務を負うと主張した。

(a)昭和三八年(一九六三年)二月二五日の東京地裁判決⁽¹⁵⁾は、ほぼ全面的に被告国の主張に立脚して、請求を棄却した。

すなわち、第一に、平和条約第一四條(a)項2(I)の規定の趣旨について、「日本国民の在外財産について、権利変動を生ぜしめる(処分する)のは日本国ではなく連合国であり、連合国はその管轄のもとにある右財産を自らの主権に基づき処分するや、否やの自由を有し、日本国政府としては、唯連合国に限る右処分に対し異議がないこと、換言すれば、右の財産に対しては日本国政府は国際法上有する外交保護権を放棄するといふに在る。とすれば原告等がその所有する在外財産を喪失するに至るのは、連合国の財産処分行為に起因するのである。日本政府のする右財産の処分承認が原因ではない。従って、……日本政府その他の公権力が財産処分の主体であることを前提とする憲法第二九條三項の公用収容に該当しないと云わねばならない」(傍点山手)と判示した。

第二に、右外交保護権の放棄は、原告ら国民の立場から見れば、実質的には日本政府が連合国に対し負担する賠償義務を履行する目的で原告等の在外財産を収容したと同じ結果になる旨原告らが主張するのに対して、裁判所は、「対日平和条約第一四條(a)本文は『日本国は戦争中に生じた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきことが

承認される。』と云う。これは勝者である連合国が、敗者としての日本国に対し一方的要求をするにつき、この要求を形式上正当化するための文言であり、右(a)本文に所謂『賠償』も戦勝国が戦敗国に対し、勝者として一方的に強要する財貨であると云い得る。……以上の諸点より見るときは第一四条(a)2(I)の賠償は、通常の損害賠償と比較して、前述のごとく全くその本質を異にするものであることは明かである。日本国の行為によって一定の損害が発生し、その損害額が確定された上で、日本国が客観的に一定の損害賠償義務を負担するというのではない。従って日本政府が国民の財産処分を承認した事実を以って日本政府がその行為に因って負担するに至った賠償義務の履行のためになした承認であると解することは出来ない。更に、この場合、日本政府が自己の負担する債務の履行に代えて、国民の財産を処分したというに当たらない。即ち、そもそも『充当』なる概念を容れる余地がないと考えられる。」と判示した。

最後に、右在外資産喪失の実質的原因について一言するとして、次のように述べる。

「……敗戦国日本政府としては、連合国政府と対等な立場において、平和条約を締結し、若しくは連合国による日本国民の財産処分を最終的に拒否しうる自由な地位にあったものとは到底認められない。

平和条約の文言の上からだけ見れば日本政府がその意思により国民の財産処分を承認し、それら在外財産の外交保護権を放棄したものととの解釈を容れる余地があるとしても、実質的には右の承認は日本政府の意思を越えた場に於ける不可避のものであり、その意味では形式的なものにすぎないと解される。

従って原告等の日本国民の在外財産喪失による損害の実質的原因は、日本政府の財産処分承認にあるとの主張は当たらず、強いて言えば、その損失の原因は、日本国の戦争遂行及び敗戦という事実自体に在るといわざるを得ない。その意味では、原告等の損害は、今次の大戦により一般国民が強いらねばならなかった犠牲となら

異なる所はない。

これらの損害が政策的に判断、処理せられることは別論として、原告等主張の連合国の処分によって蒙った損害を、通常の状態において、日本政府が国民の個々の財産権を収容する場合と同一に事を理解してする、憲法第二九条三項に基づく原告等の主張は失当というほかはない。⁽¹⁶⁾

またまた無責任な解釈が出てきたものである。日本国と連合国とが締結した平和条約の中に、「各連合国はその管轄の下にある『日本国および日本国民』の財産を処分する権利を有する」(第一四条(a)項2(I)からここで必要な部分だけ抽出)という条文があれば、連合国がこれらの日本国民の財産を処分する権利を条約締約国として日本が承認したのであるから、日本国民にとってはこれらの財産の喪失は日本政府のこの承認によって生じせしめられたものであって、日本政府がその責任を負う(補償すべきかどうかは別として、ともかく結果についての一切の政治的、法的責任を負う)ものと、普通は誰もが考えるのではないだろうか。それを国と裁判所はここで、これら財産の権利変動を生じせしめうるのは、日本政府ではなく、連合国であるという。「右第一四条(a)項2(I)は、連合国の管轄下にあるわが国およびわが国民の財産に対し、連合国がその主権に基づいてその国内措置としてこれを処分することを承認したもので、日本政府としては日本国民の在外財産に対する外交保護権の行使を差控えるという趣旨のものである。従って、本件在外財産の承認は右財産の権利変動の原因にあらずといふことができる」(国の主張、判例時報三一九号八頁)。処分をするのは連合国で、日本国はそれに異議を唱えない、外交保護権を行使しないだけだ、だから政府には責任がないというわけである。ここでもまた「外交保護権のみ放棄論」が、責任逃れのために胡散臭い使われ方をしている。

小田滋東北大学教授(当時)は、判例批評で次のように述べておられる。

「私は二つの意味で、外交的保護権の法理をここで用いることは不適當であると思う。第一に、……(省略)

……第二には、そもそも平和条約の締結によって外交的保護権の放棄があつたとする考え方に賛成出来ない。外交的保護権を行使しうるためには、外国において自国民が違法に侵害を受けたことが必要である。現在の問題について見れば、自国民に対する人的管轄権をもつ日本政府の同意が与えられることによって、はじめから連合国の措置の違法性は問題になっていないのである。

問題は、国民の在外私有財産が自国の賠償目的のために処分されることを日本政府が承認したということ、正確には、本来は自らその収容を行なつて（そのことが国際法上許容されていることは前述の通り）賠償ふりあてにすべきところを相手方政府に委ねたということに他ならない。こうした問題自体は全く国内法上のものであり、右のような行為が憲法二九条三項に該当するかどうか。全く憲法の解釈論を出でないものと思ふ⁽¹⁷⁾。

(b)原告が控訴した第二審の東京高裁判決は、平和条約第一四條(a)項2(I)について、第一審と全く逆の解釈を示した。「右平和条約第一四條(a)項において『日本国は戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきこと』の原則を承認したが、一面日本国が『存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行ない且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないこと』も承認され、」よつて、①日本国は占領した国々にいわゆる役務賠償を行なうこと（同項1）、②各連合国はその管轄下にある日本国及び日本国民の資産を処分する権利を有すること（同項2(I))を定めたのである。「即ち同條(a)項全文の趣旨からすれば、日本国が承認した戦争損害の賠償義務は、右役務の提供のほか在外資産の清算処分によつて履行済みとすることにあることは文理上明らかであつて、それは連合国側の右財産処分を正当化するための単なる修辭にすぎぬものと見ることはできない。元來交戦国といへども自国内にある敵国民の私有財産を恣に没収することができないとするのは、確立された国際法上の原則である故、交戦国が戦争遂行の必要上、敵国民の資産を管理し、

時にこれを処分することがあつても、その管理にかかる財産又は処分された財産に変わるべき代価は、戦争終結と共にこれを原所有者に返還すべきであり、相手国の承認を取り付けない限り直ちに賠償に充当することはできない筋合ひである。従つて前記平和条約の規定から窺われるように、連合側においては戦争によつて極度に荒廢した日本国の経済的存立と賠償支払い能力を考慮し、各自国の管轄下にある日本国及び日本国民の有する資産を清算し処分して戦争損害の補填に充当する方法によつて容易且つ確実に賠償を得ることを欲し、一方日本国としても敗戦の結果無条件降伏をし、連合軍隊によつて国土を占領されており、事実上右連合側側の要求を拒否する自由を有しなかつたとはいへ、自国民の有する在外資産が賠償に充当されることを承認し、その限度で賠償義務を免れた以上、それは日本国即ち日本国民全体の負担すべき賠償義務を特定の在外資産所有者の犠牲において解決したものと見るほかはない。」(傍点山手) そして、「右処分を行なう主体は勝者たる連合側であり、日本国はただ連合側の要求するままに異議を唱えず、これを承認したに止まるにせよ、本来ならば私有財産不可侵の原則により原所有者に返還さるべき在外資産が、平和条約締結の結果賠償に充当されたことは、国が戦争損害の賠償義務履行という公共の目的のために自らこれを処分したのと結果において何ら異るところなく、従つて国はかくして在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には憲法第二九条第三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき責務を有するものといわなければならない。被控訴人の主張に見られるように、これを戦時敵の焦土戦術に基づく爆撃等のため国民が蒙つた戦災等一般の戦争災害と同視し、または連合側による日本国民の資産ないし權益の侵害に対し、国として進んで適切な外交保護の手段を採らなかつた(外交保護権の放棄)に止まるが故に、国に何らの補償責任がないと説くのは相当でない。」

しかし、裁判所はそれに続いて、「憲法の前記規定は、国が国民の財産権を保障し、これを公共の用に供する場合

には正当な補償をなすべきであるとの一般的原則ないし方針を明かにしに止まり、直接同条により具体的な補償請求をなしうることを定めたものと解することはできず、補償の措置を講ずるにあたっては具体的な法律規定を必要とするが、現在そのような法律が存在しないから、原告らの求める具体的な補償請求はしえないとして、控訴を棄却した。

これに対し、上告人（原告、控訴人）は、原判決（高裁判決）が補償に関する法律がない現在具体的な補償請求をしえないとするのは、憲法第二九条三項の解釈を誤っているとして上告した。（なお、憲法第二九条三項に関しては、次に検討する本件の最高裁判決と同じ日に、同条項はいわゆるプログラム規定ではなく、直接同条項に基づいて補償請求をし得るといふ判決が出された⁽¹⁹⁾。）

(c) 最高裁判決（最高裁大法廷昭和四三年「一九六八年」十一月二七日判決⁽²⁰⁾）は、原高裁判決がその前段において認め、上告理由においても当然の前提として主張する、在外資産の喪失に対して国が補償すべきとする前提そのものを認めることができないから、憲法第二九条三項の趣旨について判断するまでもなく、上告人の主張はその前提を欠くものとして排斥を免れず、原審の判断は結局その結論（請求棄却の結論）において正当として支持するとして、以下その理由を次ぎのように述べる。

〔1〕 …… 「対日平和」条約は、当時未だ連合軍総司令部の完全な支配下にあつて、わが国の主権が回復されるかどうか正に同条約の成否にかかっていたという特殊異例の状態のもとに締結されたものであり、同条約の内容についても、日本国政府は、連合国政府と実質的に対等の立場において自由に折衝し、連合国政府の要求をむげに拒否することができるといふような立場にはなかつたのみならず、右のような敗戦国の立場上、平和条約の締結にあたって、やむを得ない場合には憲法の枠外で問題の解決を図ることも避けがたいところであつたのである。

在外資産の賠償への充当ということも、このような経緯で締結された平和条約の一条項に基づくものにほかならないのである。ところで、戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであつて、これらの犠牲は、いづれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかつたところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところといふべきである。

(2) 平和条約一四条(a)項は、わが国の賠償義務について、いわゆる役務賠償のほか、在外資産の処分をあげているが、これらの在外資産の処分については、イタリア平和条約等に見られるような敗戦国において補償すべき旨の規定または補償するよう配慮すべき旨の規定を設けていない。その趣旨とするところは、補償問題については、少なくとも国際的に、日本国を拘束する必要はなく、日本国が国内問題として適当に処理するところに委ねようとするにあり、したがつて、平和条約上、国の補償義務の生ずる余地はないといわなければならない。

ところで、平和条約一四条(a)項2(I)には、各連合国は、日本国民の在外資産を『差し押さえ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する』旨規定している。この規定の趣旨とするところは、もともと外国の主権に基づき当該国の法制の支配下におかれ、戦争中から戦後にかけて敵産として接収管理されてきたわが国民の所有に属する在外資産を右規定に基づいて当該国が処分し得べきものとするにあつて、さきに述べた平和条約締結の経緯からいって、わが国が自主的な公権力の行使に基づいて、日本国民の所有に属する在外資産を戦争賠償に充当する処分をしたものということはできず、この場合、わが国は、日本国民の右資産が当該外国において不利益な取扱いを受けまいようにするために有するいわゆる異議権ないし外交保護権を行使しないことを約せ

いめられたにすぎないものといわなければならない。平和条約は、もとより、日本政府の責任において締結したものであるが、同条約中の右条項のごときは、上述の経緯に基づき不可避免的に承認せざるを得なかったところであつて、その結果として上告人らが被つた在外資産の喪失による損害も、敗戦という事実に基づいて生じた一種の戦争損害とみるほかはないのである。

これを要するに、このような戦争損害は他の種々の戦争損害と同様多かれ少なかれ、国民のひとしく堪え忍ばなければならぬやむを得ない犠牲なのであつて、その補償のごときは、さきに説示したように、憲法二九条三項の全く予想しないところで、同条項の適用の余地のない問題といわなければならない。したがつて、これら在外資産の喪失による損害に対し国が政策的に何らかの配慮をしようかどうかは別問題として、憲法二九条三項を用いてその補償を求める所論主張は、その前提を欠くに帰する……。」(傍点山手)

この判決は、その後一つのリーディング・ケースとして、多くの戦後補償裁判において、裁判所が国の補償(あるいは賠償)義務を否定して国会の立法裁量事項と判示する際に援用された。判決の論旨には必ずしも明快でないところがあり、また種々の問題点について多くの評釈や学説が出されている。しかし、ここでは、①敗戦国として平和条約を締結した(押しつけられた)のだから、憲法と矛盾したところがあつてもやむを得ない、②戦争では国民のすべてが多かれ少なかれ生命・身体・財産の犠牲を強いられたのであつて、これらの戦争損害は国民が等しく受忍しなければならぬものであつて、憲法第二九条三項の全く予想しないところであるという全体の論調(そこには条約を締結した以上、その政治的・法的全責任を国家(政府)が国民に対して負うという責任感も微塵も見られない)と、平和条約第一四条(a)項2(I)は、わが国が自主的な公権力の行使に基づいて日本国民の所有する在外資産を戦争賠償に充当する処分をしたものといふことはできず、わが国は日本国民の右資産が当該外国において不利益な取扱いをうけ

ないようにするために有する異議権ないし外交保護権を行使しないことを約束したにすぎない、という解釈がとられていることを確認しておけば十分である。

註

(14) 判例時報五三八号六頁のカナダ在外財産補償請求訴訟最高裁判決の解説、および広部和也「日本国との平和条約一四条に基づく連合国在留邦人の在外財産に対する請求権の放棄と国の補償義務」ジュリスト四三三号一九七頁参照。なお、第二次審議会の答申の全文が、ジュリスト三六二号四八頁以下に掲載されている。

(15) カナダ在外資産補償請求訴訟、東京地裁昭和三八年二月二五日判決、祖川・小田、前掲、五二〇頁、判例時報三二九号七頁。

(16) 判例時報三二九号九一〇頁。

(17) 小田滋「対日平和条約による在外財産の喪失と国の補償責任」判例時報三四〇号六二頁以下、六四一六五頁。

(18) カナダ在外資産補償請求訴訟第二審、東京高裁昭和四〇年一月三〇日判決、祖川・小田、前掲、五二二頁、高等裁判所民事判例集一八卷六頁。

(19) 河川付近地制限令違反被告事件、判例時報五三八号一二頁参照。

(20) カナダ在外資産補償請求訴訟第三審、最高裁大法院昭和四三年一月二七日判決、祖川・小田、前掲、五二四頁、最高裁判所民事判例集二二卷二〇二八頁、判例時報五三八号六頁。

平和条約第一九条の請求権の放棄に関連する国内判決は、これら以外に平和条約請求権放棄補償請求訴訟⁽²¹⁾、原爆訴訟⁽²²⁾、シベリア抑留訴訟等⁽²³⁾があり、本来ならそれらも検討すべきであるが、「外交保護権のみ放棄論」が本当は何のためか主張されたのかを探る当面の私の目的にとっては、すでにして以上の考察で十分であろう。

ただ、平和条約第一九条(a)項による請求権放棄の問題と、平和条約第一四条(a)項2(I)による在外財産の賠償充当の二つが、ともに憲法第二九条三項の補償の対象にならないと考える理由の共通性を、最高裁判所自身が明確に認識し

指摘している次ぎの判決だけ引用しておくことにする。

「論旨」「上告理由の」がその前提とする平和条約一九条(a)項による所論請求権の放棄に対し、国は憲法二九条三項によってその損失を補償すべきであるとの見解は、同条約一四条(a)項2(I)による在外資産の喪失による損害が憲法二九条三項の補償の対象とならないとする当裁判所の判例(昭和四三年一月二七日大法院判決民集二二卷一 二八〇八頁)の趣旨に照らして採りえないことが明かであるから、上告人らの主張は前提を欠くものであつて、本訴請求はこの点において既に排斥を免れないものといふべきである。

すなわち、右判例は、平和条約一四条(a)項2(I)により在外資産を賠償に充当することによる損害は、右条約が締結された当時わが国のおかれていた特殊異例な状況に照らし、また、同条約がイタリア平和条約等に見られるような補償に関する規定を欠くことに鑑み、敗戦という事実に基づいて生じた一種の戦争損害とみるほかはなく、これに対する補償は憲法二九条三項の全く予想しないところであつて、右損害に対しては同条項の適用の余地はないとしているのである。本件において問題とされている平和条約一九条(a)項による所論請求権は、在外資産に対する権利とその対象を異にするものとはいへ、その請求権の発生した当時わが国のおかれていた状況、平和条約の締結にあたりこれが放棄されるに至った経緯および同条約の規定の体裁を考え合わせれば、その放棄に対する補償が憲法の前示条項の予想外にあつたものとする点においては、在外資産における差異あるものとは認め難く、所論請求権の放棄による損害に対しては、憲法二九条三項に基づいて国にその補償を求めることができな
いものといふべきである。なお、前示平和条約締結の経緯に照らせば、所論の請求権が日本国全権団の故意過失による公権力の行使によって侵害されたものとはいえないとする原審の判断の正当なことは論をまたない。^(23a)」

戦後焦土と化した日本にあつて、荒廃した日本経済をゼロから復興させるために、戦争から生じた種々の損害や被

害に対する賠償や補償を求める国民の要求に対して、可能な限りこれを認めず、また認めざるをえない場合もなるべくこれを低く抑えたいというものも、理解できないわけではない。また、裁判所としては、司法機関の性格上、国会による立法が行なわれていない段階で、積極的に憲法判断を下すことに躊躇を覚えざるをえないのも、理解できないわけではない、しかし、そのために、占領軍に対する請求権については、国の外交保護権のみを放棄したのであって、国民自身の国内法上の請求権は放棄されていないといい、賠償取立ての一つとして連合国に日本国民の在外財産を処分する権利を承認したのは、連合国による処分について外交保護権を行使しないことを約束しただけで、国民の在外財産喪失の結果を生んだのは連合国の処分行為であって、日本政府の承認ではないという。そして、空襲など一般の戦災被害者には、一貫して補償を拒否してきた。⁽²⁴⁾

戦後補償問題研究のリーダーの一人である田中宏教授は、「ところで、日本の戦後補償の『哲学』は、戦争犠牲者援護を軍人、軍属など『国との使用関係のあった者』に限定し、従って空襲被災者などを除外したことである。この点について、末高教授が平等に反すると批判したことは前述の通りである。旧西ドイツにも連邦援護法（一九五〇年制定）があるが、ここでは、空襲被災者も同様に援護の対象となっており、しかも軍人については『階級差なし』の扱いとなっており、日本とは質的に大きく異なっている」といわれる。⁽²⁵⁾

そして前述したように、一九九一年八月二七日の国会答弁で条約局長が、日韓請求権協定において国民の請求権を含めて解決したというのは、日韓両国が国家としてもっている外交保護権を相互に放棄したということ、個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではない旨述べたことに触れて、「実は、こうした趣旨の答弁は、従来から一貫している。古くは、被爆者の日本政府に対する国家賠償請求訴訟においても、日本政府の対米請求権放棄は被爆者個人がもつ請求権には影響を及ぼさないと主張し、最近では、日ソ共同宣言について、『共同宣言

の請求権放棄は) 日本国民がソ連政府に対して直接個々に請求権を提起されるということまで禁じたものではない』との見解を示している(九一年三月二〇日、参院予算委、外務省欧亜局長)。ただ、いずれもが日本国民の対外請求件に関するものであるが、日韓間のものには韓国人の対日請求権に関するものであり、相互に立場が逆になったに過ぎないのである⁽²⁶⁾と述べておられる。

日本国民に対して「外交保護権のみ放棄論」をいつてきた以上、いまさら、韓国人から日本国民に対して日本国内法に基づく請求が提起された場合に、いや実はあれは個人の請求権も含んで放棄したものであったとはいえないではないか。こうして、日本国民の戦後補償の請求を認めないための理論は、いまや連合国民や占領地・旧植民地国民が、日本国内裁判所に日本国内法(あるいは国際法)に基づいて訴訟を提起する場合の法的根拠となつてゐる。これらの原告たちの請求に対して、日本の裁判所は、平和条約または二国間条約によつて原告の請求権もその本国によつて放棄され消滅しているから訴えが成立しない、というわけにいかないのである。

これが、この四章の初めに見たウォーカー判決とわが国の判例との違いが生まれた理由である。

私は、戦後補償と戦後補償裁判をめぐる日本の戦後の姿は、実は全く違ったものになつた可能性もあつたのではないかと思う。それはすべてを犠牲にして経済復興に傾倒するのではなく、ある程度その速度にブレーキがかかつて、日本国民および敵国や旧植民地であつた国の国民を含む戦争被害者に対してはできるだけ誠実に補償をすべきだといふ「哲学」をもつて、日本が戦後の政治を行なつてきた場合の姿である。そこでは、補償をめぐる法理論も、ずいぶんと異なつた形をとつたのではないだろうか。勿論、「外交保護権のみ放棄論」など、どこにもその出番はなかつたであらう。

以上は、一つの仮定の話しに過ぎない。しかし、今後、戦後補償と戦後補償裁判全体の総轄をする場合に、欠かせ

ぬ一つの視点として問題を提起しておきたい。

註

- (21) 平和条約請求権放棄補償請求訴訟第一審、広島地裁呉支部昭和三五年一〇月一〇日判決、訟務月報六卷二〇八九頁。第二審、広島高裁昭和四一年五月一日判決、訟務月報二二卷一〇五〇頁。第三審、最高裁第二小法廷昭和四四年七月四日判決、最高裁判所民事判例集二三卷一三二一頁。
- (22) 原爆訴訟、東京地裁昭和三八年一二月七日判決、下級裁判所民事裁判令集四卷二四三三五頁。
- (23) シベリア抑留訴訟第一審、東京地裁平成元年四月一八日判決、判例時報一三三九号三六頁、判例タイムズ七〇三号六三頁。第二審、東京高裁平成五年三月五日判決、判例時報一四六六号四〇頁、判例タイムズ八一一号七六頁。第三審、最高最第一小法廷、平成九年三月二三日判決、最高裁判所民事判例集五一卷一二三三頁、判例時報一六〇七号一一頁。
- (23 a) 平和条約請求権放棄補償請求訴訟第三審、最高裁第二小法廷昭和四四年七月四日判決、最高裁判所民事判例集二三卷一三二二—一三三三頁。
- (24) 名古屋空襲訴訟第一審、名古屋地裁昭和五五年八月二九日判決、判例時報一〇〇六号八六頁。第二審、名古屋高裁昭和五八年七月七日判決、判例時報一〇八六号一一一頁。第三審、最高裁第二小法廷昭和六二年六月二六日判決、判例時報一二六二号一〇〇頁、参照。
- (25) 栗屋賢太郎、田中宏、三島憲一、広瀬清吾、望田幸男、山口定『戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか』一九九四年、朝日選書、四〇頁。
- (26) 同上、六二頁。

五 おわりに

以上、第二次大戦中に日本企業で強制労働に従事させられた元連合国捕虜（および対日平和条約の締約国でない国

の一般市民)が、米国の国内裁判所にそれらの日本企業を訴えた裁判をめぐって、その背景・経緯と判決を見た上で、さらにこれと比較してわが国の判例についても若干の考察を行なった。しかし、この最後の点は、米国における最近の動きを紹介することを主たる目的とする本稿としては、むしろいささか深入りし過ぎた嫌いがあるかもしれない。それは別途稿を改めて論ずべきであろう。